



みんなごとを未来へ – all for all, for the future. –

秦野市地球温暖化対策実行計画

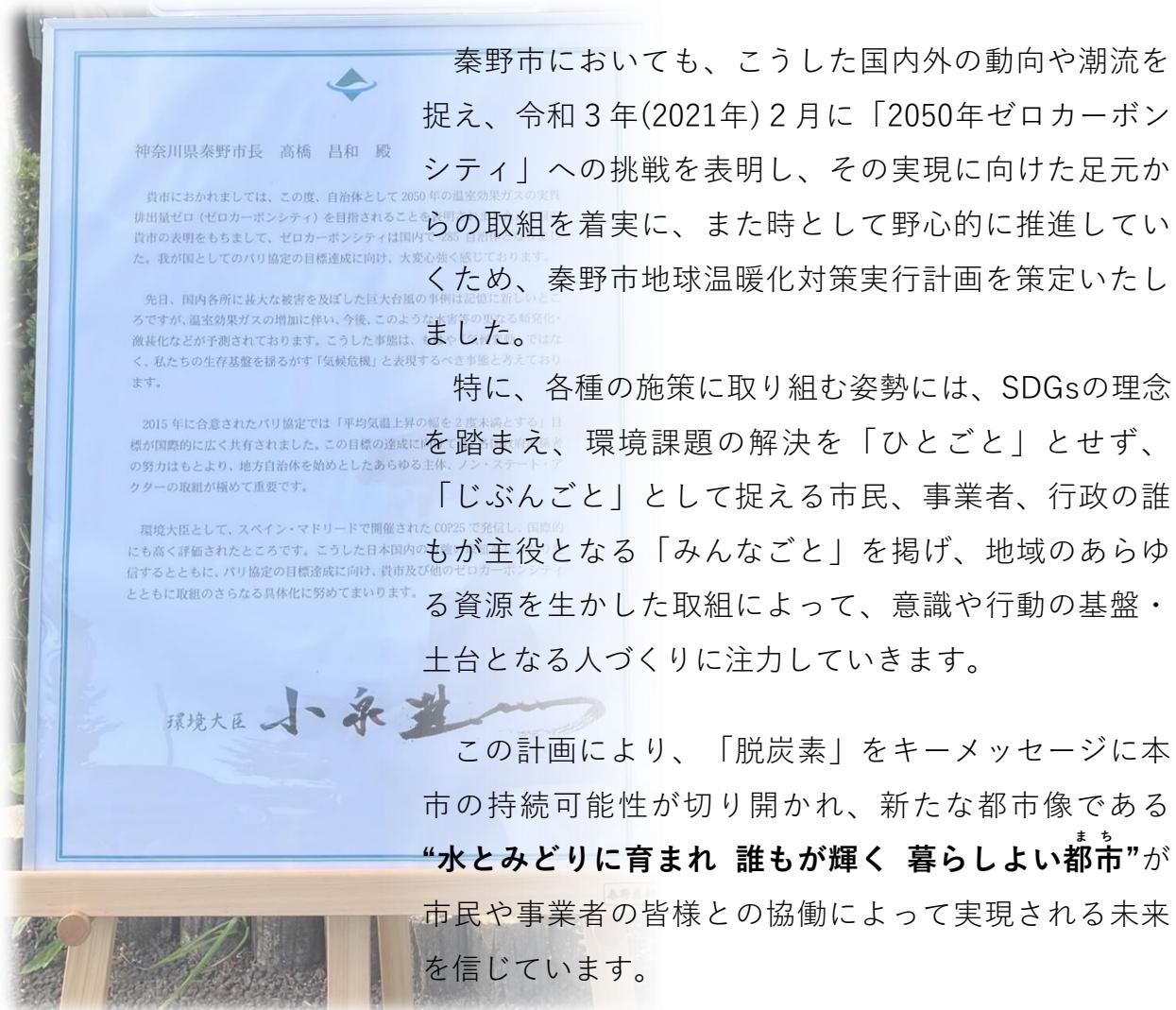
【令和4年度(2022年度) – 令和12年度(2030年度)】

はじめに

いま、地球温暖化に起因する気候変動の被害は、国際的な課題として多くの人々に認識されています。

その広がりは、政府単位の枠を超えた企業や団体、さらには個人にまで及び、温暖化をもたらす温室効果ガスの削減については『カーボンニュートラル（温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を目指すこと）』の名のもとに、あらゆる主体が行動を掲げるメッセージを発信しています。

我が国では、令和2年(2020年)10月、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げ、グリーン社会の実現に注力するとした「2050年カーボンニュートラル」を表明し、翌年4月には、米国主催で開催された気候変動リーダーズサミットにおいて、温室効果ガス削減の中期目標をこれまでの26%から46%へと大幅に引き上げる表明を行っています。



“ みんなごと – all for all –

環境課題の解決をひとごととせず じぶんごととして捉える
市民・事業者・行政の誰もが主役となって取り組む姿勢 それが「みんなごと」
— 私たち人類を含む多種多様な生命が生存する地球 —
その保全のためにできる 持続可能な「みんなごと」を未来へ ”



introduction

- ▷ 秦野市の地域特性
- ▷ 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

01

02

- ▷ 区域施策編

02

03

- ▷ 適応策編

03

04

- ▷ 事務事業編

04

- ▷ 推進体制と進行管理等

05

documents

凡 例

- 年及び年度の表記は、原則として「和暦(西暦)」を使用しています。(一部例外あり)
- 単位の繰上げは、原則として四捨五入によっています。単位の繰上げにより、内数の合計数値と合計欄の数値が一致しないことがあります。また、構成比(%)についても、単位の繰上げのため合計が「100」とならない場合があります。
- 右肩に数字等が付された用語「●●●●●」については、巻末に解説があります。
- 統計資料等については、2013年度からの比較を基本としています。
そのため、より詳細な社会情勢及び統計は、個別計画等を参照してください。
- ゼロカーボン（シティ）とは、環境省において二酸化炭素の排出量と吸収量を差し引きゼロとした考え方（とした都市）のことを指します。
本計画書では、一部の表現を除いて、この用語を「カーボンニュートラル」に包含させて使用しています。

introduction

➤ 地球温暖化の概要

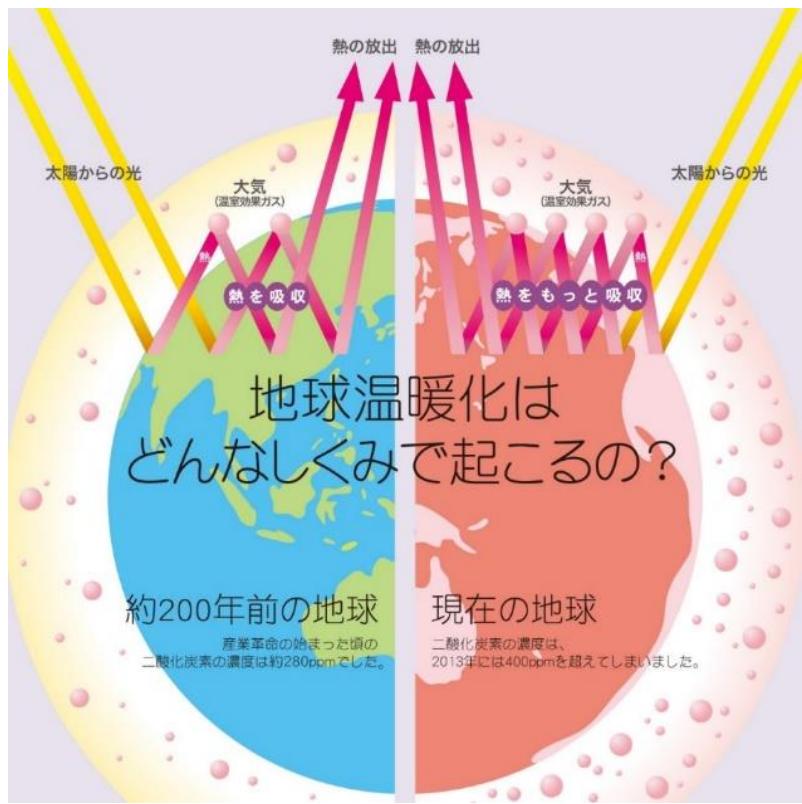
地球温暖化の概要

1. 地球温暖化のメカニズム

私たちの住む「地球」は、太陽からのエネルギーによって暖められ、暖められた地表から宇宙空間へと熱を放射しています。そして、その熱の一部は、大気中に存在する二酸化炭素(CO_2)（以下「 CO_2 」という。）などの温室効果ガスや水蒸気等に吸収され、地表面はおよそ 14°C という、人類をはじめ多くの生物の生存に適した温度に保たれています。

このように、本来はなくてはならないはずの温室効果ガスなのですが、18世紀後半に始まった産業革命以降、人為的な活動（石油や石炭などの化石燃料の大量消費）によって、 CO_2 の排出が急激に増加し、その結果、地球の平均気温は、1880～2012年の間で約 0.85°C （国連気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書）上昇するとともに、大気中の CO_2 濃度は400ppmを超え、さらに、同機関による第6次評価報告書においては、人間の影響が大気、海洋および陸域を温暖化させてきたことには「疑う余地がない」と断定されています。

➤ 図表A



【出典】全国地球温暖化防止活動推進センター

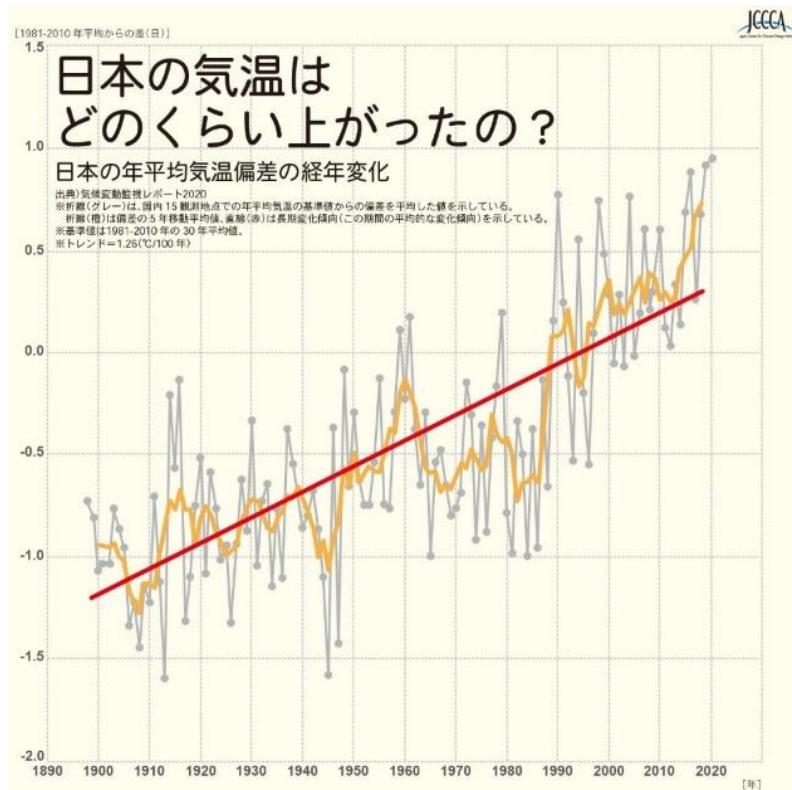
2. 日本における影響

(1) 気温と降水

気象庁がまとめた「気候変動監視レポート2020－世界と日本の気候変動および温室効果ガス等の状況－」によると、日本の気温は、1898～2020年の年平均基本の基準値（1981～2010年の30年平均値）を用いた場合で約 0.95°C 上昇しており、これは、統計を開始した1898年以降で最も高い値となっています。

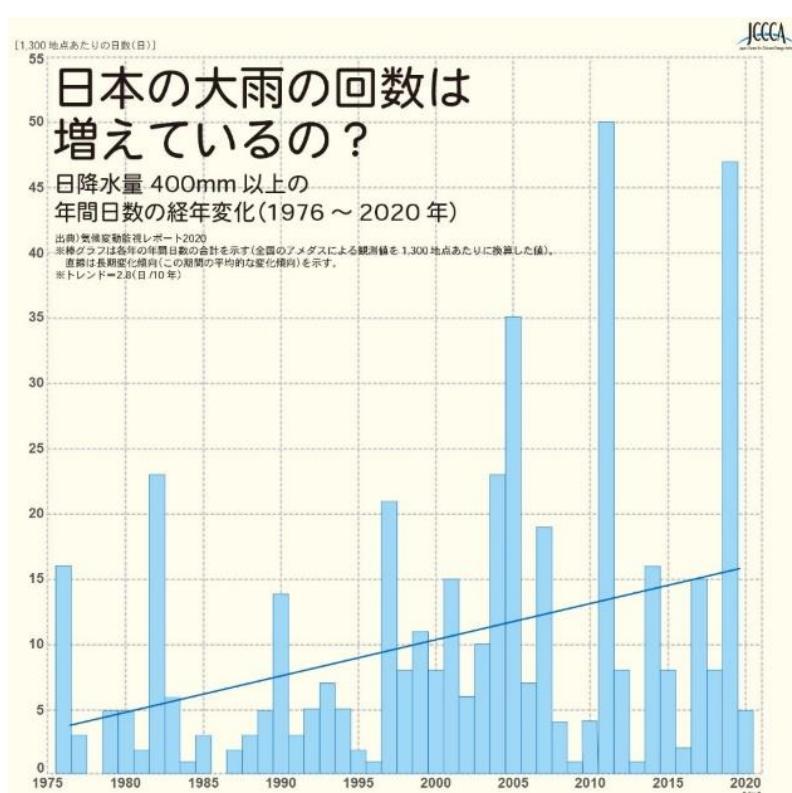
また、統計期間1910～2020年における日最高気温 30°C 以上の真夏日及び 35°C 以上の猛暑日の年間日数は、ともに増加しています。

➤ 図表B-1



さらに、日降水量400mm以上の年間日数についても、統計期間1976～2020年の間で約2.8日/10年の割合で増加傾向にあり、かつ局地・激甚化が顕著に表れています。

➤ 図表B-2



地球温暖化の概要

(2) さらなる脅威（気候変動の影響）

気候変動による影響は、人的被害や物的被害を発生させ、現在及び将来には、次の6分野に影響が及ぶと考えられています。

特に、自然災害分野においては、雨の量や降り方が大きく変化し、風水害と土砂災害の連鎖、局地・激甚化が懸念されています（先述）。また、近年では熱中症などの健康被害も増加しており、気候変動があらゆる経済活動への脅威となるとともに、その威力を増しつつあると言えます。

➤ 図表B-3

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5~6.4°C上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の 10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75~96%に拡大

出典:環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

【出典】全国地球温暖化防止活動推進センター

3. IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の取組

IPCCは、気候変動問題の議論に際して科学的知見の必要性に基づき、世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により、1988年に設立されました。その規模は195の国・地域が参加する政府間組織であり、約7年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書などを作成・公表しています。

IPCCの報告書は、数多くの既存の文献を基に議論され、最終的に多くの科学者、政府がレビューすることにより取りまとめられています。

(第5次評価報告書では、世界中で発表された9,200以上の科学論文が参照され、800人を超える執筆者により、4年の歳月をかけて作成されています。)

特に、人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価は、20世紀以降の温暖化の要因は「人為的なもの」であるとの可能性が報告書を重ねるたびに知見が増強されていることが分かります。2021年から2022年にかけて、第6次評価報告書が公表される予定であり、今後の政策の基礎となる多くの重要な知見が示される見込みです。

➤ 図表C-1

報告書	公表年	人間活動が及ぼす温暖化への影響についての評価
第1次報告書 First Assessment Report 1990	1990	「気温上昇を生じさせるだろう」 人為起源の温室効果ガスは気候変化を生じさせる恐れがある。
第2次報告書 Second Assessment Report : Climate Change 1995	1995	「影響が全地球の気候に表れている」 識別可能な人為的影響が全球の気候に表れている。
第3次報告書 Third Assessment Report : Climate Change 2001	2001	「可能性が高い」（66%以上） 過去50年に観測された温暖化の大部分は温室効果ガスの濃度の増加によるものだった可能性が高い。
第4次報告書 Fourth Assessment Report : Climate Change 2007	2007	「可能性が非常に高い」（90%以上） 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化のほとんどは人為起源の温室効果ガス濃度の増加による可能性が非常に高い。
第5次報告書 Fifth Assessment Report : Climate Change 2013	2013～ 2014	「可能性が極めて高い」（95%以上） 温暖化には疑う余地がない。20世紀半ば以降の温暖化の主な要因は人間活動の可能性が極めて高い。
第6次報告書【予定】 Sixth Assessment Report	2021～ 2022	人間活動の可能性に疑う余地はない。

【出典】環境省資料を基に秦野市作成

➤ 図表C-2



【出典】気象庁HP（IPCC組織図）

CARBONneutral

— 温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と
吸收源による除去量との間の均衡（**実質ゼロ**）を目指すこと —
温暖化を抑制し 気候危機を回避する「**カーボンニュートラル**」な社会へ

01

- 秦野市の地域特性
- 秦野市地球温暖化対策実行計画の
基本的事項

秦野市の地域特性

1. 自然的地域特性

(1) 位置

秦野市（以下「本市」という。）は、神奈川県の西部に位置し、面積は103.76km²、距離は東西に約13.6km、南北に12.8kmです。

市の中心部は、東京から約60km、横浜から約37kmのところに位置し、北方には、いわゆる神奈川の屋根「丹沢連峰」がひかえ、南方には大磯丘陵の一部である渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。

(2) 地形・地質

秦野盆地は、東・北・西の三方を新生代第三紀丹沢層群のつくる大山・三ノ塔・塔ノ岳・鍋割山等の谷の深い壯年期の山々に囲まれ、南方は、新生代第四紀末に隆起したなだらかな渋沢丘陵に遮られています。

秦野盆地の地質は、基盤が丹沢層群をつくる緑色凝灰岩で、その上に砂礫と降下火山灰等が互層をなして堆積しており、盆地内の砂礫は、丹沢山地より盆地の中央部を流れる水無川、盆地の西側を流れる四十八瀬川、東側を流れる金目川等によって運搬堆積し、砂礫層となって複合扇状地の地形を形成しています。そのため、水無川の流水は、扇頂にあたる大倉付近から伏流水となり、扇端の今泉・平沢付近で湧出しています。

(3) 地下水

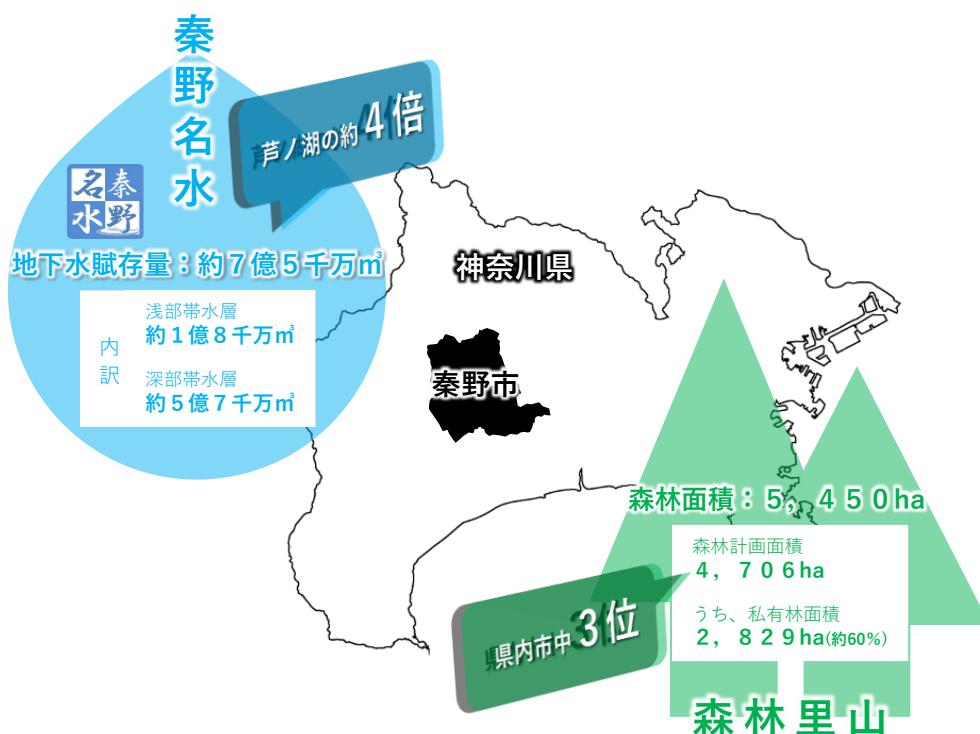
豊富な地下水は、地下水盆と呼ばれる地下構造により、「天然の水がめ」として古くから住民に恵沢を与えるとともに、明治23年(1890年)に給水が開始された水道の水源にも使用されています。

昭和60年(1985年)には、「秦野盆地湧水群」として名水百選に認定されています。

(4) 森林

丹沢山地をはじめ弘法山や渋沢丘陵など、森林面積は市の総面積の約53%を占め、雄大な緑が広がり、多種多様な動植物も数多く生息しています。

▶ 図表01-1-1



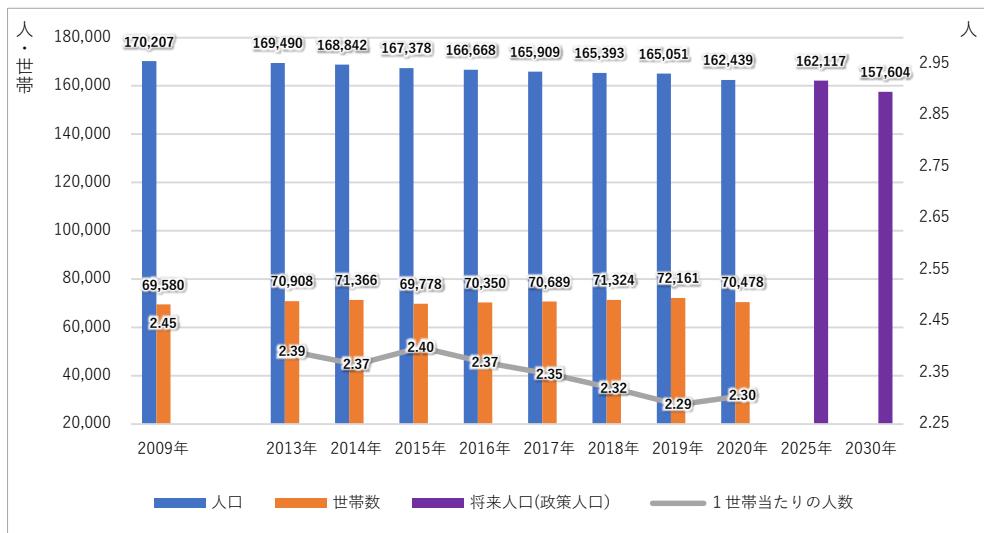
2.社会的地域特性

(1) 人口・世帯

人口は、平成21年(2009年)に17万人を超え、翌22年(2010年)9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)の162,439人(国勢調査結果)に至るまで緩やかな減少傾向になっています。

一方、世帯数は、同年で比較すると69,580世帯から70,478世帯へ約900世帯増加しています。なお、将来人口については、趨勢(すうせい)人口及び政策人口とも減少傾向にあると推計されています。

➤ 図表01-1-2



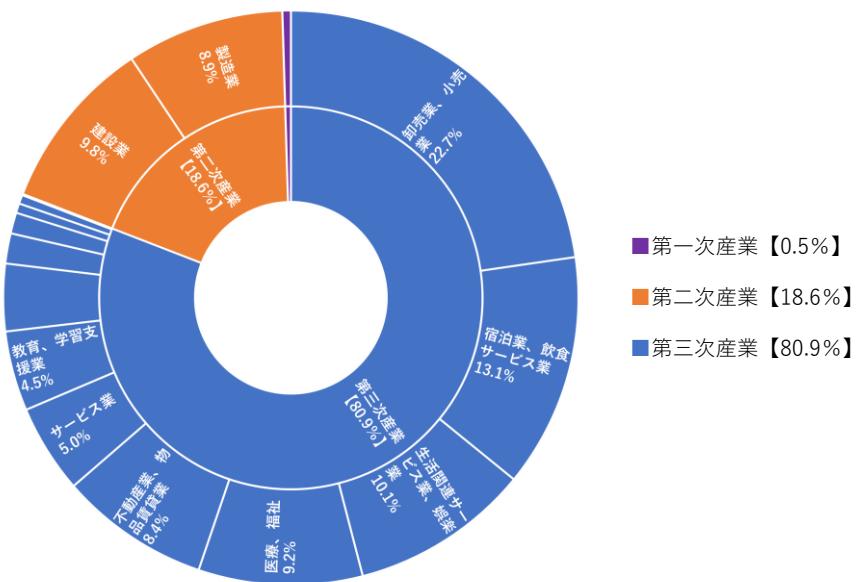
【出典】 統計はだの(10月1日の人口)・秦野市人口ビジョン

(2) 産業・都市構造

ア 産業構造

平成28年(2016年)の産業別(大分類)割合は、第一次産業が約1%、第二次産業が約19%、第三次産業が約80%となっています。

➤ 図表01-1-3



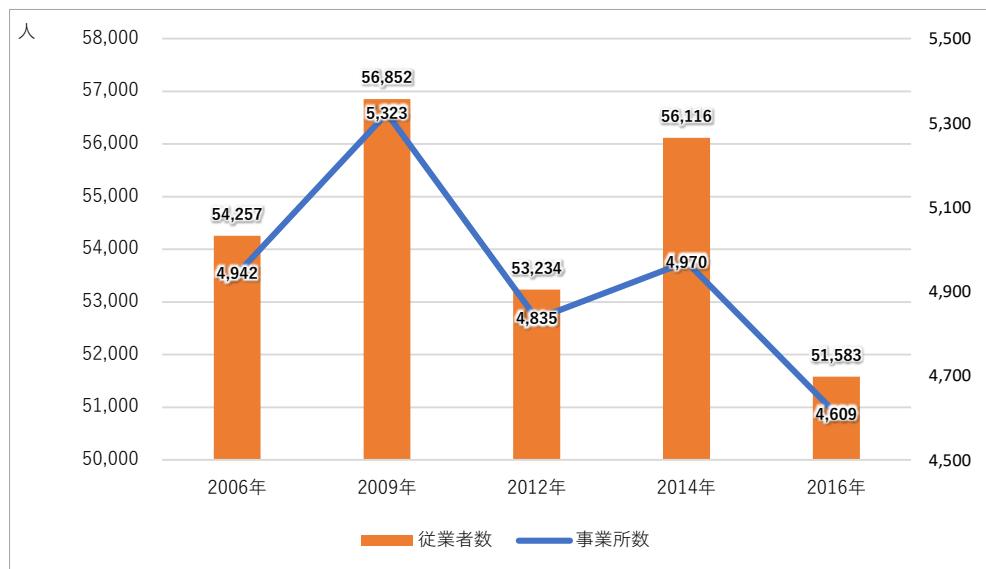
【出典】 統計はだの

秦野市の地域特性

イ 事業所及び従業者

平成28年(2016年)の事業所数は4,609事業所、従業者数は51,583人であり、過去の変化を見ると増減を繰り返しています。

➤ 図表01-1-4



【出典】統計はだの

➤ 図表01-1-5

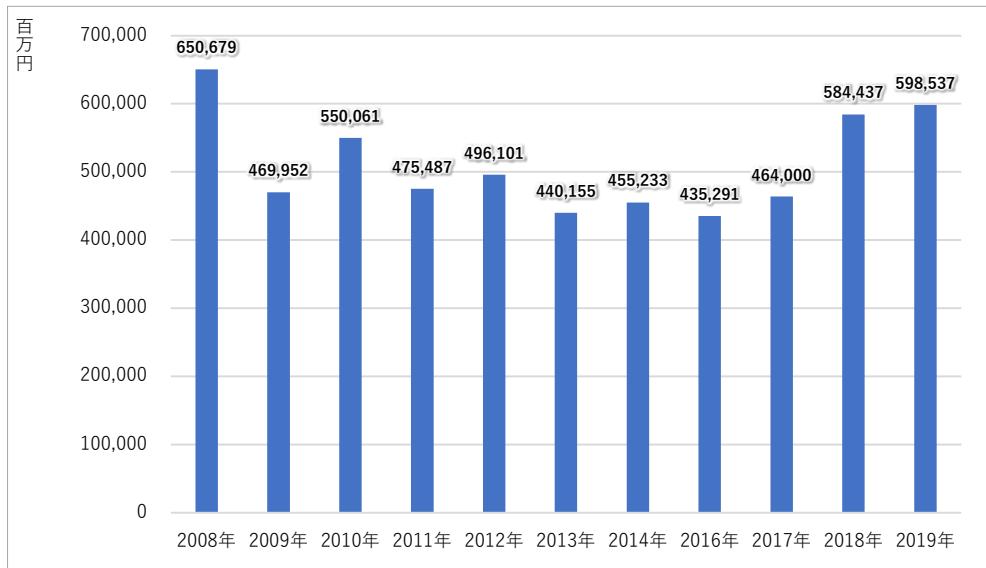
産業分類（公務を除く）	事業所数		従業者数	
	事業所	(%)	人	(%)
総数【平成28年(2016年)】	4,609	100.0	51,583	100.0
農林・漁業	22	0.5	261	0.5
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	450	9.8	2,510	4.9
製造業	409	8.9	13,040	25.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	160	0.3
情報通信業	25	0.5	653	1.3
運輸業, 郵便業	78	1.7	2,361	4.6
卸売業, 小売業	1,048	22.7	9,574	18.6
金融業, 保険業	54	1.2	779	1.5
不動産業, 物品貯蔵業	389	8.4	1,049	2.0
学術研究, 専門・技術サービス業	175	3.8	1,127	2.2
宿泊業, 飲食サービス業	606	13.1	5,439	10.5
生活関連サービス業, 娯楽業	465	10.1	2,372	4.6
教育, 学習支援業	207	4.5	953	1.8
医療, 福祉	425	9.2	8,700	16.9
複合サービス業	23	0.5	422	0.8
サービス業	230	5.0	2,183	4.2

【出典】統計はだの

ウ 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成20年(2008年)のリーマンショックや平成23年(2011年)の東日本大震災の影響により減少が続きましたが、平成29年(2017年)以降持ち直し、増加に転じています。

➤ 図表01-1-6



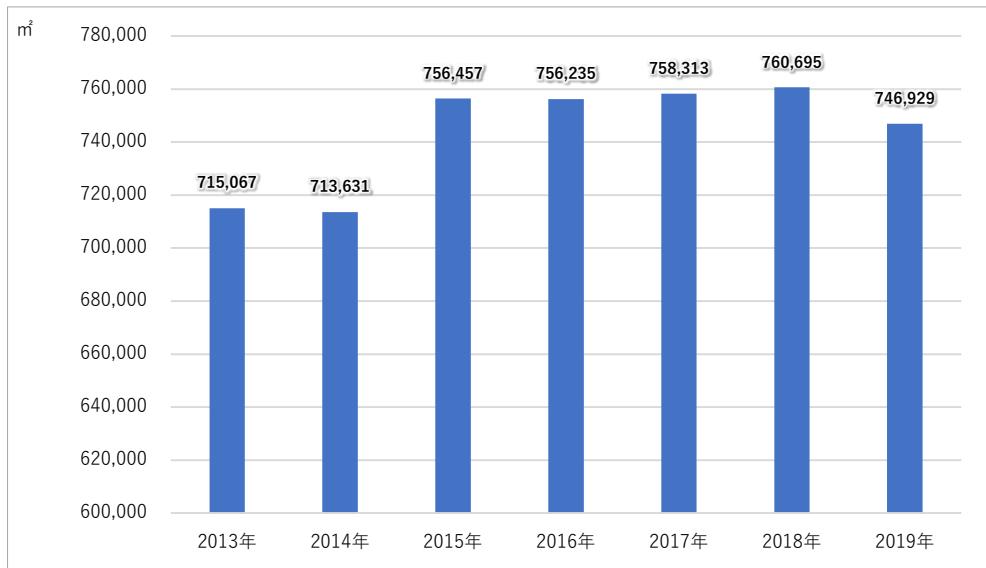
※2015年の工業統計調査は実施されていない。

【出典】統計はだの

エ 業務系構造物床面積

平成30年(2018年)の業務系床面積（木造及び非木造家屋）は、約76万m²と平成28年(2016年)以降、微増傾向にありましたが、令和元年度(2020年度)は減少に転じています。

➤ 図表01-1-7



【出典】固定資産概要調査（木造家屋に関する調査）

秦野市の地域特性

オ 交通・利便

これまで増加傾向にあった自動車保有台数は、平成25年度(2013年度)の91,143台から横ばい傾向となっている中、軽自動車の保有台数が増加しています。

公共交通機関の利便性については、市内4駅の鉄道乗降客数は、横ばい傾向が続き、令和元年度(2019年度)では年間約2,200万人（秦野駅と東海大学前駅で、それぞれ約700万人、次いで渋沢駅で約500万人、鶴巻温泉駅で約300万人）が、2社（計56系統）のバス路線輸送状況は、年間約950万人が利用しています。

➤ 図表01-1-8



【出典】統計はだの

カ 土地利用

市街化区域の面積は2,438haで、市域の約23%となっています。用途地域別では、住居系地域が1,887ha(約77%)、商業系が約4%、工業系が約19%となっています。

市街化調整区域の面積は7,938haで、その約43%に当たる3,439haが農業振興地域になっており、農業振興地域のうち約21%が農用地区域に指定されています。

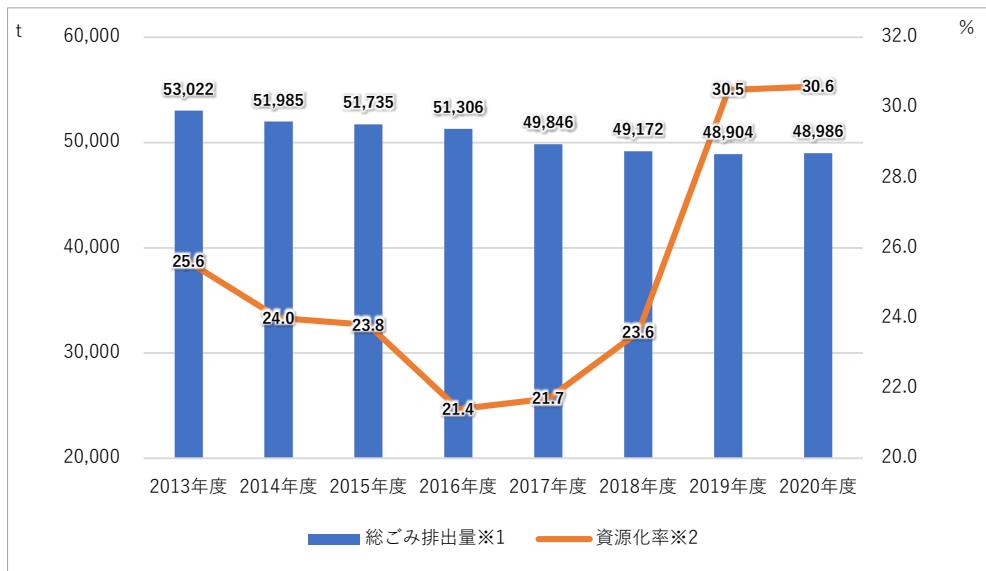
都市化の進展などに伴い、住宅地などの都市的な土地利用が増加する一方、農地などの農業的な土地利用は減少しています。

キ 廃棄物処理

伊勢原清掃工場の老朽化に伴い、令和5年度(2023年度)末までに、はだのクリンセンター1施設による焼却体制に移行するため、資源化（古紙類や草木類の分別品目の追加やストックハウスの拡充など）を推進し可燃ごみの減量に取り組んでいます。

その結果、ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にあります。

図表01-1-9



※1_ごみと資源の総排出量

※2_総ごみ排出量に占める資源（中間処理後の資源化量を含む）の割合

【出典】ごみ処理基本計画

ク 大学との連携

東海大学及び上智大学短期大学部は、本市と提携事業を推進する協定を締結しています。

特に、東海大学においては、令和4年(2022年)4月から23学部62学科・専攻に向けた改革が実行されるなど、多彩な環境で培われる高度で専門的な知見の共有は、地域課題解決への魅力的な知的資源といえます。

図表01-1-10



【出典】東海大学HP

秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

(1) 地球温暖化対策に係る主な動向

➤ 図表01-2-1

年	国際的な動向	国内の動向	秦野市の動向
1990		地球温暖化防止行動計画の公布 ●地球環境保全に関する関係閣僚会議で定められた最初の政府の地球温暖化対策	
1994	気候変動枠組条約の発効		
1997	京都議定書の採択 ●気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間を合意		
1998		地球温暖化対策推進大綱の決定 ●日本政府各省庁の地球温暖化対策を取りまとめたもの	
1999		地球温暖化対策の推進に関する法律の施行 ※2002.2005.2006.2013.2021年改正 地球温暖化対策に関する基本方針の決定	
2000			秦野市環境基本条例の制定 秦野市環境基本計画の策定 ●地球温暖化対策を重点施策に体系化
2001	ポン合意 ●COP4で採択されたブエノスアイレス行動計画に基づき、ポンで開催されたCOP6で京都議定書を実施していくために必要な京都メカニズムや順守制度などの詳細なルールの骨格要素に合意		
2002		地球温暖化対策推進大綱の決定 ●京都議定書締結のために見直したもの	
2005	京都議定書の発効		
2007	ハイリゲンダム・サミット ●2050年までに地球規模での温室効果ガス排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダおよび日本による決定を検討 IPCC第4次統合報告書の公表	新提案「クールアース50」の発表 ●世界全体の共通目標として2050年までに温室効果ガス半減という長期目標を提案	
2008	京都議定書第一約束期間の開始		
2009			秦野市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）の策定 ●京都議定書に基づく各種対策をより総合的に推進
2010	カンクン合意 ●COP16において、工業化以前に比べ気温上昇を2℃以内に抑えるとの観点から大幅削減の必要性の認識を共有		
2011	ダーバン合意 ●将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金、及びカンクン合意の実施等を採択	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行 ●固定価格買取制度(FIT)の導入 ※東日本大震災発生	第2次秦野市環境基本計画（前期計画）の策定 ●自然的・社会経済的な特性を踏まえ、新たに「自然共生」「低炭素」「循環」という関連し合う三つを柱に位置付け
2014	IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表		

2015	SDGs（持続可能な開発目標）の採択 ●持続可能な開発のための2030アジェンダを国連総会で採択 パリ協定の採択 ●COP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み		第2次秦野市環境基本計画（後期計画）の策定 ●区域施策編を包括
2016	パリ協定の発効	地球温暖化対策計画の策定 ●地球温暖化対策推進法に基づく我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画（2013年比・2030年温室効果ガス26%削減／2050年80%削減）	
2017			秦野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定 ●秦野市環境管理システム（以下「EMS」という。）と連携
2018	IPCC 1.5°C特別報告書の公表	第五次環境基本計画の閣議決定 ●SDGsの活用、分野横断的な重点戦略の設定、あらゆる観点からのイノベーションの創出による経済・社会的課題の同時解決を実現 また、地域の活力を最大限に発揮する地域循環共生圏を提唱 気候変動適応法の公布 気候変動適応計画の閣議決定	
2019	IPCC海洋・雪氷圏特別報告書の作成	パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定の閣議決定	秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針の策定 ●「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの利活用の促進
2020		首相所信表明「脱炭素社会の実現」 ●2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言	第3次秦野市環境基本計画（前期計画）の策定 ●前計画より継承する「環境の保全」という普遍性を着実に推進せるとともに、社会潮流への順応を見据えた取組（重点戦略及び横断的視点）や推進体制を強化
2021	グラスゴー気候合意 ●COP26において、「世界全体の気温目標」については、平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求（この10年間で行動を加速化） 「石炭火力発電」については、段階的な削減対策を採択（特定の燃料の削減が盛り込まれたのは、極めて重要であることの強調） 「気候資金」については、先進国からの途上国支援として、2025年まで年間1千億ドルの拠出を継続	気候変動リーダーズサミットへの参加 ●温室効果ガスの削減中期目標について、これまでの26%から46%に大幅な引き上げを表明 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定 ●経済産業省による関係省庁と連携した「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策 地域脱炭素ロードマップの公表 ●「地方からはじまる、次の時代への移行戦略」をキーメッセージに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したもの	2050年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明 ●森林里山や名水など他に誇るべき地域資源、さらに、「森・里・川・海」の自然なつながりをもたらす地域特性を未来に引き継ぎ、持続可能な都市として発展し続けることができるよう表明（全国で285例目） カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針の策定 ●2050年までを10年間単位で3つのフェーズ（土台形成期/検証・転換期/最終調整期）に区切って進行管理 カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定の締結 ●本市、秦野ガス株式会社及び東京ガス株式会社において、「カーボンニュートラル・レジリエンス・地域共創」の3つの視点から互いの強みを生かした取組を推進していくもの

【出典】全国地球温暖化防止活動推進センターHP（地球温暖化をめぐる日本と世界の主な出来事から一部引用）



秦野市地球温暖化対策実行計画の策定
●区域施策編及び事務事業編並びに適応策編を一元化

秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

(2) 国際的な動向

ア 持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））の実現

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

これは、平成13年(2001年)において、同サミットで策定されたミレニアム開発目標（MDGs（Millennium Development Goals））の後継に位置付けられ、貧困・不平等・気候変動への対策を主軸に、持続可能な世界を実現するための「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

将来にわたって持続可能な社会を実現、発展させていくことができるよう、国際社会全体の行動として課題に取り組んでいくことが求められています。

➤ 図表01-2-2



【出典】国際連合広報センター

イ パリ協定の遵守

平成27年(2015年)にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」で合意された、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み※です。

本協定では、世界共通の長期目標として地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をすること（できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガスの排出量と森林吸収量のバランスをとること）が掲げられています。

■主な取り決め

- * 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する
- * イノベーションの重要性の位置付け
- * 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストックテイク）を定める
- * 二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用

※令和2年(2020年)11月に離脱していたアメリカが翌年2月に正式に復帰を認められたことから、196か国全ての国が参加する枠組みとして本格的に運用されています。（批准国は187か国）

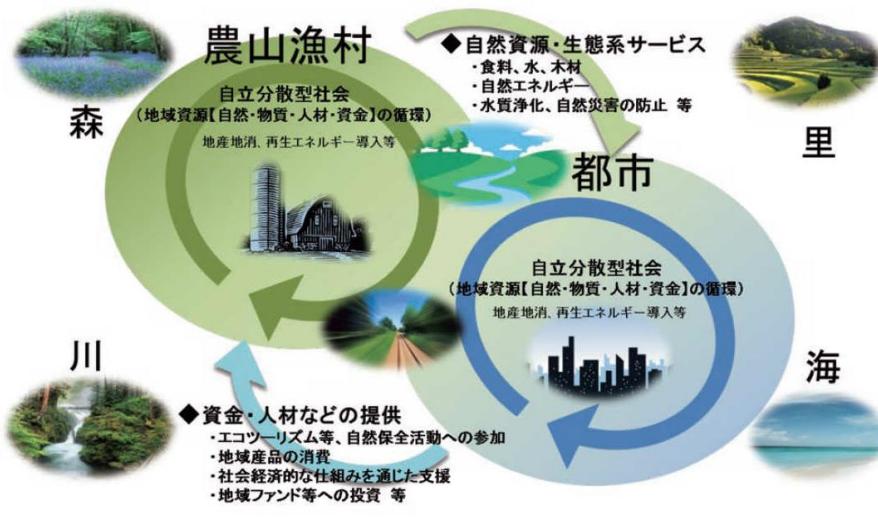
(3) 国内の動向

ア 地域循環共生圏の創造

平成30年(2018年)に閣議決定された「第五次環境基本計画」において提唱されている、地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

農山漁村も都市も活かす我が国の地域活力を最大限に発揮する構想として、その創造によるSDGsやSociety5.0（経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会）の実現、並びに持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくことが期待されています。

➤ 図表01-2-3



イ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

令和3年(2021年)5月「地球温暖化対策の推進に関する法律（一部改正案）」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が定められました。

■主な改定点

- * パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- * 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画及び認定制度の創設（P43～45に後掲）
- * 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

ウ 地域脱炭素ロードマップの公表

令和3年(2021年)6月、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ—地方からはじまる、次の時代への移行戦略—」が公表され、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速するとされています。

■具体的な取組

- * 脱炭素先行地域¹（少なくとも100か所）をつくる
- * 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

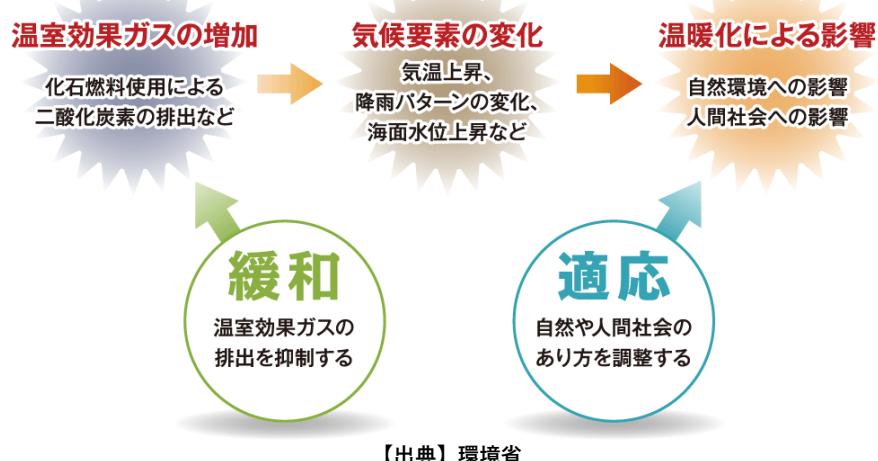
秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

エ 緩和と適応の両輪によるアプローチ

「緩和」とは、再エネの導入及び省エネルギー対策（排出削減）、森林等の整備（吸收増加）などによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し気候変動を防止すること、「適応」とは、既に現れている、あるいはこのままでは避けられない気候変動の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し被害を最小限に抑え、逆に気候の変化を利用することをいいます。

今まさに、押し寄せる気候変動の影響から生命・財産を将来にわたり守るために、市民・事業者・行政の誰もが「緩和」と「適応」に基づく取組を実行していくことが求められています。

➤ 図表01-2-4



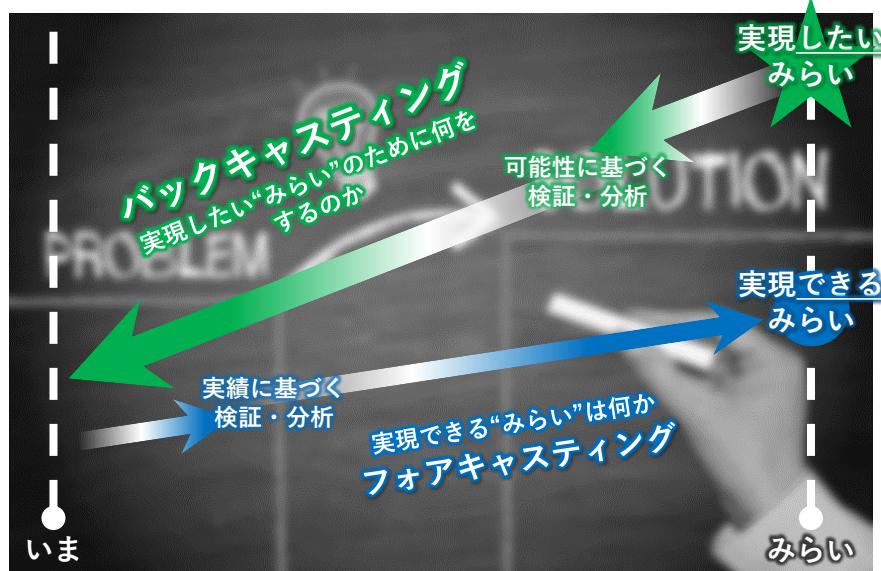
【出典】環境省

オ 思考法の転換

新たな未来を創り出そうとするとき、EBPM²に代表されるような証拠やデータに基づく実行策を積み上げて、実現できる姿を想定していく考え方を「フォアキャスティング(forecasting)」、実現したい姿から逆算して現在の施策を考える思考法を「バックキャスティング (backcasting)」といいます。

地球温暖化対策や持続可能な社会の創造には、バックキャスティングを用いた展開が有効とされ、多くの場面でこの思考法が取り入れられ始めています。

➤ 図表1-2-5



2. 計画の概要

(1) 目的

秦野市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、国際的な重要課題である地球温暖化に対して、市民及び事業者との協働を軸に、足元からの取組を牽引することによって持続可能な脱炭素社会を構築していくことを目的とします。

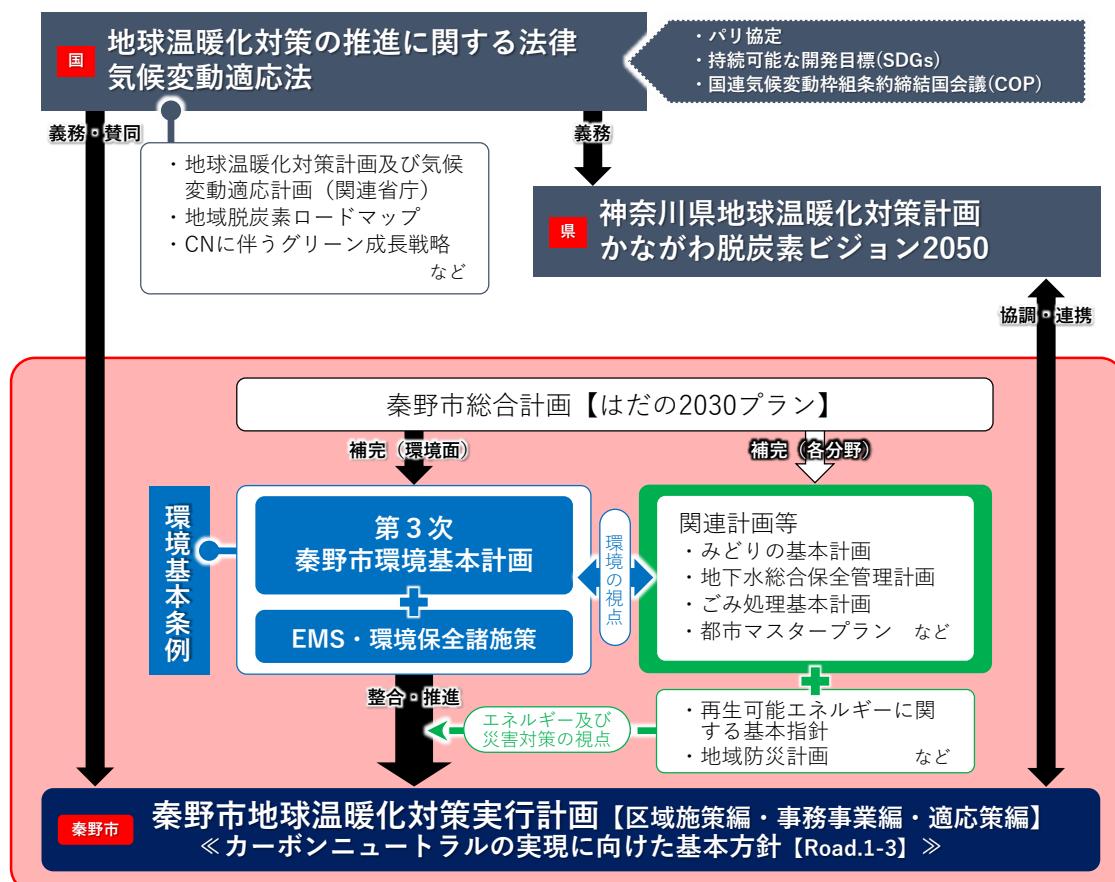
(2) 位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第19条第2項において規定される、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策（以下「区域施策編」という。）及び同条第21条第1項において規定される、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「事務事業編」という。）を一元化させた計画です。

また、平成30年(2018年)に施行された気候変動適応法（以下「適応法」という。）により、適応策の推進に係る法的仕組みの整備や地方公共団体の責務が明らかとなつたこと等を踏まえ、同法第4条及び第12条に基づく適応策を包括しています。

さらに、令和3年秦野市議会第1回定例会において、森林里山や名水などの誇るべき地域資源、「森・里・川・海」の自然的なつながりをもたらす地域特性を未来の世代に引き継げるよう「2050年ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、その具現化に向けて、国内外の潮流や市域の動向を踏まえたフェーズごとの長期的な政策の方向性を示すとともに、市民及び事業者との協働による足元からの取組によって持続可能な脱炭素社会を目指す「カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針」を定め、本計画の実効性を担保しています。

図表01-2-6



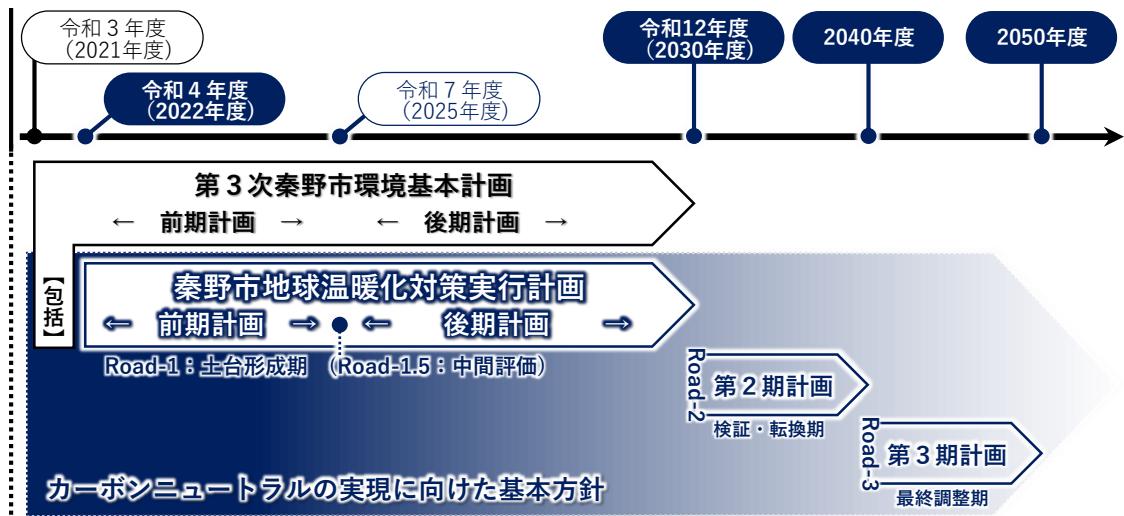
秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

(3) 期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から国等の目標年度である令和12年度(2030年度)までの9年間とします。

なお、近年の国内外における社会情勢等にも適時適切に対応していくため、概ね令和7年度(2025年度)を中心見直し年度に定めますが、必要な都度見直し等を加え、実効性の高い計画とします。

図表01-2-7



(4) 対象範囲等

各法令等に基づき、次のとおりとします。

図表01-2-8

計画種別		対象範囲等
温対法	区域施策編	<p>市域全体</p> <p>温室効果ガス</p> <p>✓ 二酸化炭素(CO₂)</p> <ul style="list-style-type: none">メタン(CH₄)一酸化二窒素(N₂O)ハイドロフルオロカーボン(HFC)パーフルオロカーボン(PHC)六ふっ化硫黄(SF₆) <p>※二酸化炭素(CO₂)以外の物質は、いずれも排出量全体に占める割合が極めて小さく、排出源も多岐にわたることから本計画の対象から除外します。なお、メタン及び一酸化二窒素の年次計測については、継続して行うこととします。</p>
	事務事業編	<p>秦野市役所</p> <p>※外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講じるよう要請します。</p> <p>✓ エネルギー起源のCO₂</p> <p>✓ 非エネルギー起源のCO₂（一般廃棄物の焼却分）</p>
適応法	適応策編	市域全体

(5) 施策体系

区域施策編（温対法第19条）及び事務事業編（同法第21条）並びに適応策編（適応法第12条）を対策別視点に位置付け、取組を整理します。

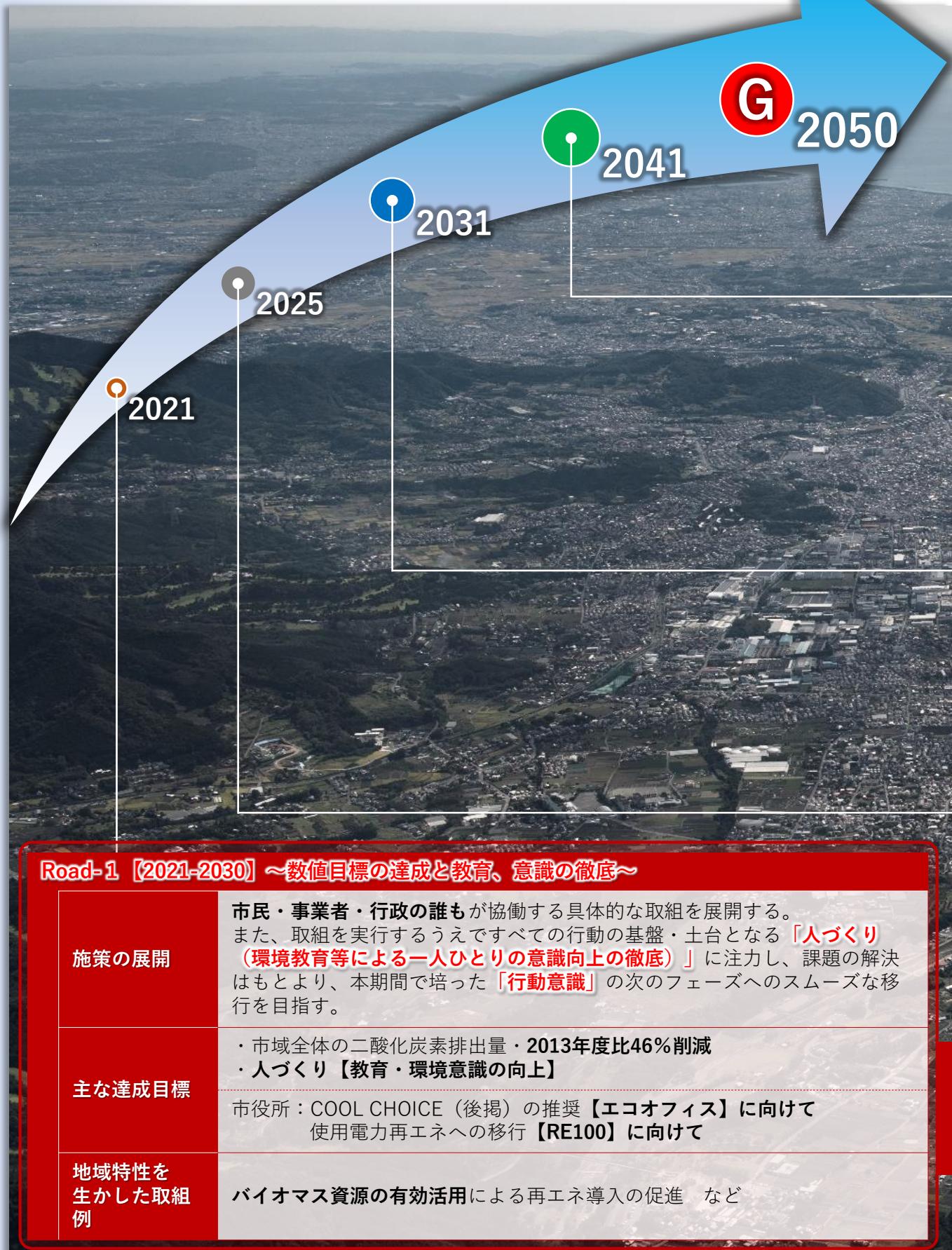
また、各編における環境課題について、その解決策を「ひとごと」とすることなく「じぶんごと」として捉える“市民・事業者・行政の誰もが主役”となって取り組む姿勢を「みんなごと」と定義し、その姿勢を未来につないでいけるよう『みんなごとを未来へ』を施策体系の基本理念に掲げます。

図表01-2-9



秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

3.カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針【ロードマップ】



2050年カーボンニュートラル
hadan0

Road-3 【2041-2050】～カーボンニュートラルに向けた最終調整～

実現したいまちの姿	環境に配慮されたまち・環境意識を培ったひと・クリーンで持続可能なしごと
主な達成目標	市域全体の二酸化炭素排出実質ゼロ【ゼロカーボンシティ】の実現
地域特性を生かした取組例	森・里・暮らしをつなぐバイオマス都市はだの(仮称) など

Road-2 【2031-2040】～多面的思考に基づいた施策の拡充～

施策の展開	Road-1で明らかとなった成果や課題の分析から導く施策とともに、現実との差を埋める野心的な施策を組み合わせながらの展開を図る。 ※この時期には、「地域脱炭素ロードマップ」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づく市町村レベルによる役割の明確化も視野
主な達成目標	市域全体の二酸化炭素排出量・2030年度比●●%削減 市役所：二酸化炭素排出実質ゼロ【エコオフィス】の実現 使用電力再エネ100%【RE100】の実現
地域特性を生かした取組例	バイオマスを活用した産業都市構造の安定稼働と拡充 など

Road-1.5 【2025】～施策や取組の中間評価～

中間評価	国の2030年度目標の引き上げを踏まえ、施策等の進捗を中間評価し、その結果に応じ『Road-2』で予定している施策の展開を前倒しする等の対策を講じていく。
------	---

みんなごとを未来へ all for all, for the future.

01 column

脱炭素社会って、 一体どんな社会？

地球温暖化を進行させる最も大きな原因である「**温室効果ガスの排出を極力減らすことを目指す社会**」のことです。文字で読めばなんとなく理解できるのですが、具体的に「なに」を「どう」すれば実現されるのでしょうか？

それでは、私たちの暮らし（衣・食・住）に置き換えて考えてみましょう。

例えば「**住**」。住環境は、家事など私たちの生活に最も身近で、温室効果ガスの排出にも密接な関わりがあります。

そこで、家庭のエネルギー使用にひと工夫。一人ひとりが、エネルギーを大切に使い（「**省**」く）、世帯では、太陽光パネルなどを設置してエネルギーを「**創**」り、使いきれずに余ったものは「**蓄**」える。

こうしたライフスタイルの転換が、ワークスタイルや産業・都市構造の在り方にも派生して、どんどん広がりを見せれば、脱炭素社会は大きく実現に近づくことになるでしょう。



【出典】環境省

02

➤ 区域施策編

【目的】

区域施策編は、温対法第19条第2項に基づく、その区域の自然的社会的条件に応じた「温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策」に該当する秦野市域における実行計画に位置付けられます。（本市においては、策定は努力義務）

そのため、市民及び事業者等がそれぞれ主体性を持って地球温暖化対策に取り組めるような仕組みづくり、さらには、より一層の率先行動を喚起するような仕掛けによって、温室効果ガスの削減はもちろんのこと、市域全体が一丸となって『脱炭素社会（カーボンニュートラル）』へ移行していくことを目的とします。

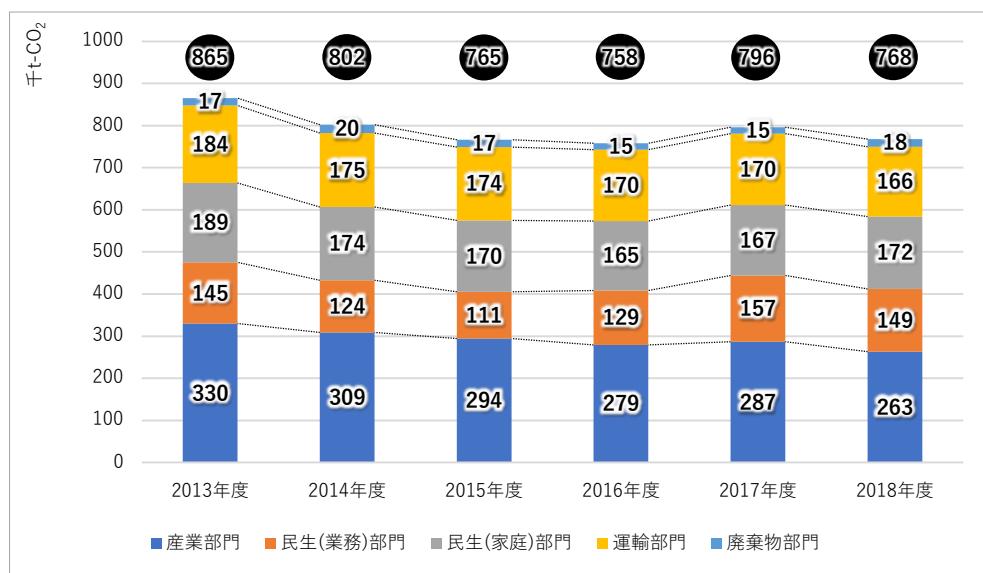
区域施策編

1. 区域施策編における地球温暖化対策

(1) CO₂排出量の現状

市域におけるCO₂排出量（図表02-1）は、増減を繰り返す形で推移しています。特に、民生（業務）部門は、2016年度以降、基準年度である2013年度数値から増加しています。また、エネルギー消費量（図表02-2）では、民生（家庭）部門において電力消費の割合が60%を超えていました。

➤ 図表02-1

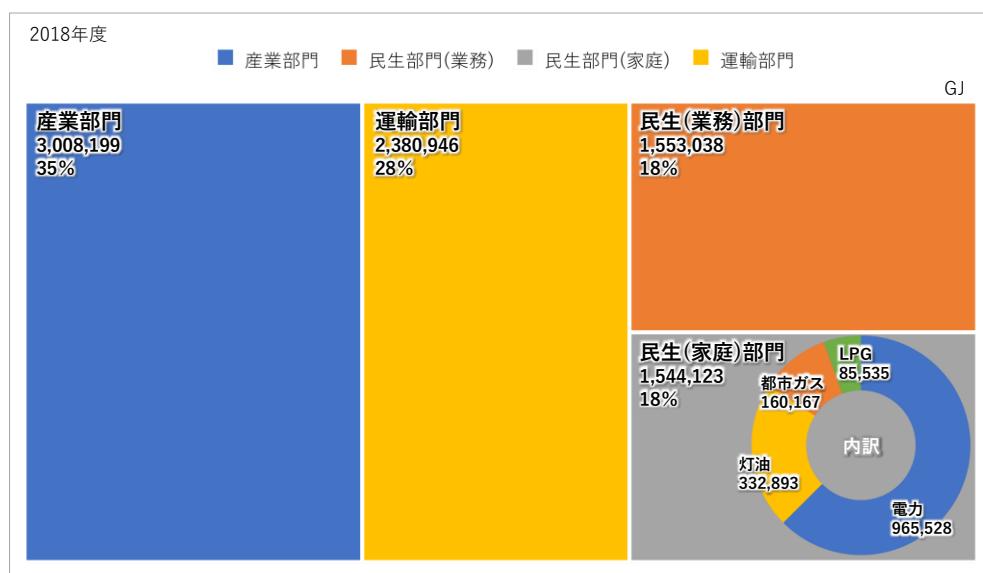


※CO₂排出量は、国が推奨する算定マニュアルを参考に、各種の統計資料を用いて算出（P82.83参照）しています。また、統計数値（確定値）が2年遅れで公表されることから、最新値の公表時期は2年後となります。そのため、本計画の現状分析等に使用した最新値は、2018年度数値としています。

なお、この算出方法は都道府県及び市町村によっても異なり、さらに、過年度の統計数値の見直し等により、公表数値が変更される場合があります。

【出典】秦野市調べ

➤ 図表02-2



【出典】秦野市調べ

(2) 再エネの活用状況

市民向けには、太陽光発電システムの設置や木質バイオマスストーブの購入等に対して補助金を交付するなど、再エネの活用を促進してきました。また、事業者に向けては、地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）による積極的な導入を促進しています。

図表02-3

主な取組内容	実績
住宅用太陽光発電システム設置補助 【～平成25年度(2013年度)】 住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金交付	補助金交付件数 1,246件
住宅用スマートエネルギー設備設置補助 【平成26年度(2014年度)～平成28年度(2016年度)】 住宅の総合的な「省・創・蓄エネ設備」に対する補助金交付	補助金交付件数 ・太陽光：71件 ・リチウムイオン蓄電システム：4件 ・エネファーム：1件 ・HEMS：12件 太陽光導入実績【REPOSから引用】 約24MWh (平成29年度(2017年度))
住宅用木質バイオマスストーブ購入費補助 【～平成29年度(2017年度)】 住宅用木質バイオマスストーブ購入に対する補助金交付	補助金交付件数 34件
廃棄物発電・熱利用 【平成25年度(2013年度)～】 はだのクリーンセンター(秦野市伊勢原市環境衛生組合)のごみ焼却処理による廃棄物(バイオマス)発電 ⇒発生したエネルギーのうち、熱は隣接する温浴施設に利用し、電力については自家消費とFIT売電を実施	発電量 25,857MWh (令和元年度(2020年度)) 熱利用量(温浴施設のみ) 約5,500GJ

(3) 将来推計

将来推計は、排出部門別に秦野市独自の実績活動量及び神奈川県が公表する将来推計値を組み合わせた現状趨勢※（BAU(Business As Usual)）により把握します。

※BAUの考え方：「長期エネルギー需給見通し関連資料（平成27年(2015年)7月）」で示された、国の最終エネルギー消費の見込みなどを基に、世帯数や業務床面積の伸び率が全国的に上回っている等の県の地域特性を考慮したもの。

図表02-4

排出部門	指標活動量の推計方法		推計量
産業部門	県	現状趨勢値／2013年度実績値 * 2019年度実績値【市】 2,179万t-CO ₂ ／1,939万t-CO ₂ = 112.4% * 330千t-CO ₂	371千t-CO ₂
民生(業務)部門	県	2,196万t-CO ₂ ／2,011万t-CO ₂ = 109.2% * 145千t-CO ₂	158千t-CO ₂
民生(家庭)部門	市	人口ビジョンの2030年推計値／2013年実績値 157,604人／169,490人 = 92.9% * 189千t-CO ₂	176千t-CO ₂
運輸部門	県	954万t-CO ₂ ／1,066万t-CO ₂ = 89.5% * 184千t-CO ₂	165千t-CO ₂
廃棄物部門	市	民生(家庭)部門と同一 (92.9% * 17千t-CO ₂)	16千t-CO ₂
合計			886千t-CO ₂

区域施策編

(4) 取組の姿勢

市域全体に係る地球温暖化対策は、事業及び経済活動に関わる市民・事業者・行政の誰もが立場や役割を認識し、自分事として能動的に行動することが重要です。

CO₂の排出抑制、あるいは、吸收・固定化に係る取組には、事業者が担う技術革新であったり、市民一人ひとりが起こす意識や行動の転換等が大きく影響します。

そのため、『イノベーションやライフスタイル・ワークスタイルの転換』と『適切な緑の整備等による吸収源の拡充』をキーメッセージとし、温暖化対策を起点とする相互の取組を効果的に連携させ、持続可能なまちづくりにつなげていきます。

なお、国内外の動向に対しては、リアルタイムの注視と情報収集が必要です。

(5) 削減目標値

図表02-5

排出部門	基準数値	目標数値	
	2013年度 (平成25年度)	2030年度 (令和12年度)	削減率
CO₂総排出量	865千t-CO₂	470千t-CO₂	46%
産業部門	330千t-CO ₂	207千t-CO ₂	37%
民生(業務)部門	145千t-CO ₂	72千t-CO ₂	50%
民生(家庭)部門	189千t-CO ₂	64千t-CO ₂	66%
運輸部門	184千t-CO ₂	114千t-CO ₂	38%
廃棄物部門	17千t-CO ₂	13千t-CO ₂	21%

(6) 削減目標値の考え方

国及び県が取り組む地球温暖化対策計画の対策を、より市民・事業者目線に立った本市独自の取組で補完した効果（P43参照）を反映させたものと定義します。

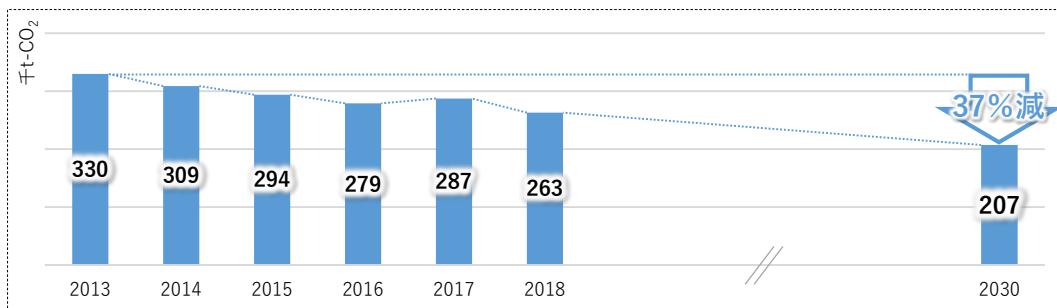
2.各部門の現状と課題

(1) イノベーションやライフスタイル・ワークスタイルの転換

ア 産業部門【体系Ⅰ-Ⅰ】

産業部門では、第一次産業（農林水産業など）及び第二次産業（製造業や建設業など）に属する法人ないし個人の産業活動によるエネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスを算定しています。

【現状(2018年度・以下同じ)】市域全体の約34%を占める最大排出区分ではあるものの、削減は順調に推移しています。

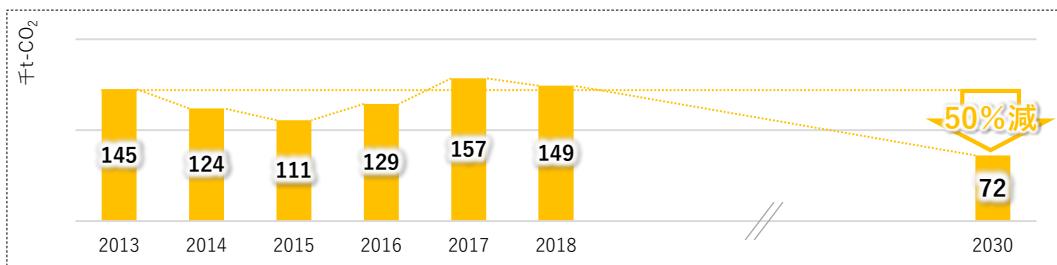


【課題】今後大企業等において、SDGsやESG投資³をにらんだ一層の脱炭素経営が展開された場合、中小企業・個人事業者における人材及び資金調達等の対応の遅れが懸念されます。

イ 民生(業務)部門【体系Ⅰ-ⅡA】

民生(業務)部門では、第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人によるエネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスを算定しています。

【現状】市域全体の約19%を占める排出区分であり、増減を繰り返しながら微増状態にあります。

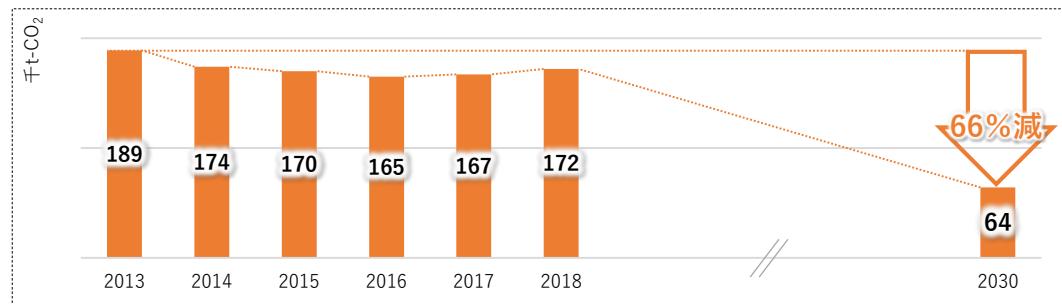


【課題】オフィスビルや事務所等の業務床面積の増加及びエネルギー消費機器等の導入が増加の原因と考えられていますが、ポストコロナ・ウィズコロナ⁴におけるワークスタイルの転換が加速する昨今において、こうした転換を環境面からも支援する取組が求められます。

ウ 民生(家庭)部門【体系Ⅰ-ⅡB】

民生(家庭)部門では、家庭の経済活動（衣・食・住による電気やガス等の使用）によるエネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスを算定しています。

【現状】市域全体の約22%を占める排出区分であり、全体的には微減状態にありますが、その過程では増減を繰り返しています。

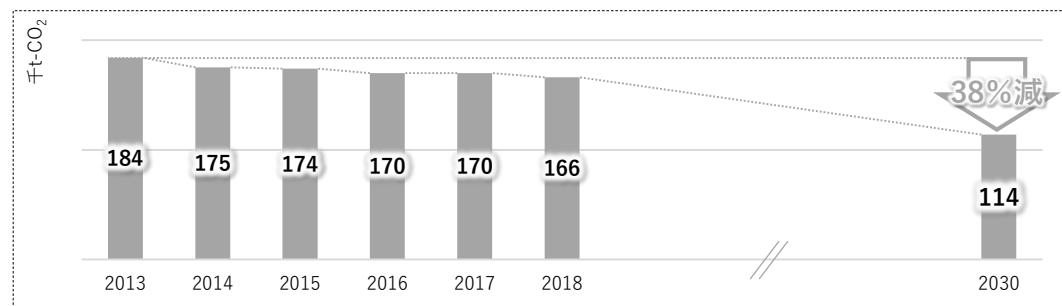


【課題】目標削減率が非常に高く、現状の取組のみで達成することは困難です。省エネ機器等の普及による買い替えの促進など、社会趨勢や技術革新等に頼らざるを得ない一方で、一人ひとりの地球温暖化問題への意識や価値観の転換が求められます。

エ 運輸部門【体系Ⅰ-Ⅲ】

運輸部門では、住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬によるエネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスを算定しています。

【現状】市域全体の約22%を占める排出区分（家庭部門と同率）であり、我が国の基幹産業たる技術革新の進展により、減少傾向にあります。

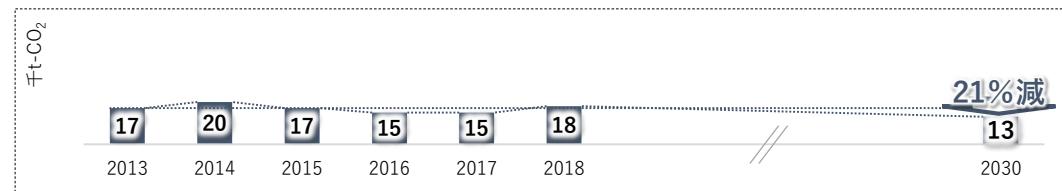


【課題】ガソリン車の販売禁止や次世代自動車の普及促進に対する周辺整備（EV・FCV⁵用充填スタンドの設置や公共交通機関網の拡充など）に加え、カーシェアリングといった新たな行動転換を喚起する取組が求められます。

オ 廃棄物部門【体系Ⅰ-Ⅳ】

廃棄物部門では、一般廃棄物の焼却や下水処理等による非エネルギー消費の事業活動から排出される温室効果ガスを算定しています。

【現状】市域全体の約2%を占める排出区分であり、増減を繰り返しています。



【課題】可燃ごみに混入するプラスチック類が大きく影響しているため、容器包装プラスチックの分別の徹底が必要であり、さらには、製品プラスチックの使用を抑制させる取組が求められます。

(2) 適切な緑の整備等による吸収源の拡充

吸収源を拡充するため、森林の林木（根・幹・枝葉）が吸収するCO₂量を目安として、種別や樹齢を踏まえた森林整備により、その効果が最大限に機能するサイクルを維持させます。

さらに、街中にある緑（公園や樹林）の維持管理や都市化に合わせた緑地（屋上や壁面緑化等）を確保します。

【現状】森林整備及び緑地の確保とも、市民・事業者・行政の協働により適正な維持管理が実施されています。



【課題】森林整備について、林業自体の経済性の低下やボランティア団体の高齢化等による整備（活動）面積の縮小が懸念されます。さらに、固定化策として、秦野産木材の需要拡大、新たな価値の創造も求められます。

** 再エネ導入に係る分析 **

「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針（平成30年度(2018年度)策定）」において、これまでの再エネ利活用に係る取組を総括するとともに、さらなる地域特性を生かすため、「木質バイオマス」・「小水力」・「地中熱」の3つのエネルギーを重点プロジェクトとして位置付け（太陽光発電については、社会趨勢の中で普及が可能との判断により除外）、事業化に向けた調査・検討を行っています。

【現状】一般的な指標である太陽光発電については、近隣他市と比較しても導入実績（P29）が良好であることから、市民及び事業者の環境意識の向上はもとより、これまでの普及啓発が功を奏したものと考えられます。

【課題】経済性を伴った事業化システム（重点プロジェクト）について、短期間での制度設計が極めて困難であること、また、太陽光発電であっても、設備の導入に係る補助制度を要望する声は多く、その財源の確保には創意工夫が求められています。

3. 具体的取組と重要業績評価指標(KPI)

区域施策編に記載する各対策については、取組の手法及びそれを裏付ける技術等が多岐にわたることからキーポイントとなる情報を「# memo +」として併記します。

(1) 排出抑制策

I-1 産業部門の取組

産業部門は、市内におけるCO₂排出量の約34%（国も約38%）を占める最大の排出部門として、削減対策の推進が必要とされる一方、ここに分類される事業者の経済活動は市域の成長も支えています。よって、近年の脱炭素経営の潮流は、大規模及び中小・個人事業者にとって、今後の事業活動に対する姿勢に大きな影響を与えるものといえます。

また、農林業のうち、農業においても、これまでの環境保全型農業の推進に加え、地産地消⁶といった環境負荷の軽減につながる生産体系（調達、生産、加工、流通、消費）の構築が、消費者ニーズの高まりとともに求められています。

そのため、地球温暖化対策の強化及び推進を起点に、各産業分野の成長が相乗効果としてもたらされるような支援、仕組みづくりを進めていきます。

- イノベーションを含む先駆的、あるいは業種に関連する温暖化対策に、意欲的に取り組む事業者を情報発信するとともに、そうした事業者へ社会的・経済的インセンティブを付与することができる仕組みづくりを検討します。
- 高効率機器の買い替え（省エネ）及び再生可能エネルギー設備※の設置（創エネ）導入を促進します。※ソーラーシェアリング⁷の推進も含む
- 脱炭素コンソーシアム（仮称）⁸を組織するなどして、事業者間の地球温暖化対策や脱炭素経営に関する情報交流を促し、相互の発展を支援します。
- 農業協同組合（JA）と連携しながら、地産地消食材に関する情報提供の充実、環境保全型農業の推進を図ります。
- 事業者に対して、COOL CHOICEへの賛同を呼び掛けます。

具体的な取組

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
		2020年度	2025年度
脱炭素イノベーションに係る「産・学・金・公」連携事業数	未実施	3事業 【検討・合意】	1事業 【事業化】
脱炭素コンソーシアム（仮称）の組織による情報交流及びセミナー等の開催 【産業振興課】	未実施	2回／年	4回／年

memo +

省エネ
“経営改善”

詳しくはHP
で確認！



中小企業の皆様

専門家のサポートで
無理なくおトクに
経営改善。

電気使用量はダウン!
オフィス環境は改善!!
オフィス環境を
改善することで
コスト削減を
実現!?

電力ピーク値を抑え、
生産量を
2.5倍にアップ!?

【出典】経済産業省



期待される“イノベーション”とは？

“イノベーション”とは、モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすことを意味します。

地球温暖化対策に係る技術革新の分野において、このイノベーションがいま、目まぐるしい発展と挑戦を遂げています。

CCUS

「Carbon dioxide Capture, Utilization or Storage」の略称で、火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれるCO₂を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する、または地下の安定した地層の中に貯留する技術のことです。

CCSによって、CO₂の大気中への放出が大幅に削減され、あるいは、CCUによって、再エネ由来の水素とCO₂を反応させることで、メタンなどの化学原料を生産し、炭素の循環利用を可能にするなど、先駆的な取組の後押しとなる技術革新です。

特に、CCSは気候変動による影響を回避し、カーボンニュートラル社会への歩みを加速させるための橋渡し技術“ブリッジングテクノロジー”とも呼ばれています。



【出典】環境省

NH₃

化学式「窒素(N) + 水素(H) \Rightarrow NH₃・アンモニア」です。アンモニアと聞いて、誰もが思い浮かぶのは、刺激臭のある有毒物質というイメージでしょうか。または、昔から畠の肥料として利用してきたことを思い浮かべる人も多いかもしれません。

しかし、実はアンモニアには、肥料にとどまらない、次世代エネルギーとしての大きな可能性が秘められています。その理由のひとつは、同じく次世代エネルギーである水素とともに、輸送媒体として役立つ可能性があるためのようです。

アンモニアは、水素分子を含む物質であることから大量輸送が難しい水素を輸送

技術の確立しているアンモニアに変換して輸送し、利用する場所で水素に戻すという手法が研究されています。

こうした土台に加え、燃焼※してもCO₂を排出しない「カーボンフリー」の性質を組み合わせながら、早期の次世代エネルギーへの転用が期待されています。

※石炭火力発電に混ぜて燃焼(混焼)させることでも、CO₂の排出量を抑えることが可能とされています。



【出典】経済産業省HP

区域施策編

I-IIA 民生(業務)部門の取組

民生(業務)部門は、市内におけるCO₂排出量の約19%を占め、業種形態の多様化によるオフィスビルや事務所等の業務床面積の増加から、エネルギー消費量が増加しています。

そのため、空調及び照明設備の高効率化、BEMS⁹によるエネルギーのマネジメント、オフィス自体のZEB化等を促進するとともに、こうした業務形態を生かしたエネルギー消費のあり方(効率化や集約化)を検討します。

具体的な取組

- 商工会議所と連携し、中小及び個人事業者が比較的導入しやすいとされる環境マネジメントシステム¹⁰(国「エコアクション21」、民間「エコステージやKES」など)に関する情報提供を充実させます。
- 【再掲】高効率機器の買い替え(省エネ)及び再生可能エネルギー設備の設置(創エネ)導入を促進します。
- 【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)を組織するなどして、事業者間の地球温暖化対策や脱炭素経営に関する情報交流を促し、相互の発展を支援します。
- 【再掲】事業者に対して、COOL CHOICEへの賛同を呼び掛けます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
COOL CHOICEに賛同する事業者数	未実施	460社	920社	
【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	未実施	2回/年	4回/年	

memo +

“COOL CHOICE”とは？

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」「サービスの利用」「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていくこうという取組です。ワークスタイルの転換にも、とても効果的です！



【出典】環境省



詳しくは
HPで確認！

I-II B 民生(家庭)部門の取組

民生(家庭)部門は、市内におけるCO₂排出量の約22%を占めます。また、家庭におけるエネルギー消費量の内訳(P28)では、電気が約62%を占めており、家電や冷暖房設備の省エネ・高効率化をはじめ、住宅全体のZEH化(省・創・蓄エネ)を進める必要があります。しかし、生活とともにあるエネルギーの消費を最大限に削減(2013年度比▲66%)していくことは、容易なことではありません。そこで、意識調査等から行動心理を分析、ライフスタイルの抜本的かつ効果的な変革につながる仕組みづくりを検討します。

- 「環境配慮行動=生活の質を高める行動」が社会的・経済的インセンティブを得られるような社会構造、ライフスタイルの変革を図ります。
- 国や県の取組を最大活用できるよう情報提供体制の強化に努めるとともに、協調・連携した取組が実施できる方法を積極的に検討します。
- 再エネ由来電力への切り替え(契約)を促進します。
- エコスクール(児童向け環境学習)を継続します。
- 市民に対して、COOL CHOICEへの賛同を呼び掛けます。

具体的な取組

重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
環境配慮行動が生活の質を高めたと感じる市民の割合	未実施	60%	70%	
「はだの環境未来会議(仮称)※」におけるゼロカーボンアクションの提案数	未実施	1提案	2提案	

※未来を担う市内の小・中・高校生を対象とした、環境の視点から“こんな秦野になってほしい！”といった未来のまちをデザインしてもらう会議(ESD:持続可能な開発のための教育)として教育的側面からも期待できる活動)のことで、本市の環境を総合的に実施する計画である秦野市環境基本計画においても「学びの場づくりと環境に対する意識や行動の醸成」に寄与する取組として位置付けられています。

さらに前進！

「2050年カーボンニュートラル／脱炭素社会の実現」の達成に向けて、社会の仕組み

を大きく変えていくこと、日常生活の中で、一人ひとりのライフスタイルに合わせてできること、暮らしを脱炭素化して快適やおトクといったメリットにつなげること、それが、「ゼロカーボンアクション」。

ひとりひとりができること
ゼロカーボンアクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできることから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう！</p> <p>① 再エネ電気への切り替え ② クーラビズ・ウォームビズ ③ 節電 ④ 節水 ⑤ 省エネ家電の導入 ⑥ 宅配サービスができるだけ一回で受け取ろう ⑦ 消費エネルギーの見える化</p>	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</p> <p>⑧ 太陽光パネルの設置 ⑨ ZEH(ゼッチ) ⑩ 省エネリフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム ⑪ 蓄電池(車載の蓄電池) ・省エネ給湯器の導入・設置 ⑫ 墓地に木を取り入れる ⑬ 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 ⑭ 働き方の工夫</p>	<p>CO₂の少ない交通手段を選ぼう！</p> <p>⑮ スマートムーブ ⑯ ゼロカーボン・ドライブ</p>	<p>食口をなくそう！</p> <p>⑰ 食事を食べ残さない ⑱ 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 ⑲ 旬の食材、地元の食材でつくった食事を取り入れた健康な食生活 ⑳ 自宅でコンポスト</p>
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう！</p> <p>㉑ 植林やゴミ拾い等の活動</p>	<p>CO₂の少ない製品・サービス等を選ぼう！</p> <p>㉒ 脱炭素型の製品・サービスの選択 ㉓ 個人のESG投資</p>	<p>3R(リデュース、リユース、リサイクル)</p> <p>㉔ 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理</p>	<p>サステナブルなファッションを！</p> <p>㉕ 今持っている服を長く大切に着る ㉖ 長く着られる服をじっくり選ぶ ㉗ 環境に配慮した服を選ぶ</p>

アプリもダウンロード！



Get it on
Google play



Download on the
App Store

区域施策編



2013年度比“66%削減”の生活とは？

“66%削減”。高い目標ですが「ムリなく・ムダなく・ムラなく」チャレンジ！

基礎数値

【世帯あたりのCO₂削減量】

目標値：172,000t(2018年度実績値) - 64,000t(2030年度目標値) = **108,000t-CO₂/年**
世帯換算：108,000t ÷ 約71,000世帯(2018年度) ≈ **1,500kg-CO₂/年/世帯**

How to reduce?
1,500kg-CO₂

一つひとつの率先行動によって

目標達成は近づきます。

省

カテゴリー	身近な率先行動の具体例 〔省エネ性能力タログ2021・家庭の省エネ徹底ガイド 春夏秋冬2017〕から引用（いずれも資源エネルギー庁）	CO ₂ 削減量 【年間】	節約額 【参考】
電力			
エアコン	設定温度の徹底(1日9時間使用、外気温度が31°Cの夏：27°C→28°C/外気温度が6°Cの冬：21°C→20°Cにした場合)／必要な時だけつける(冷暖房とも1日1時間短縮した場合)／フィルターを月に1回か2回清掃する	▲85.3kg	4,720円
テレビ・パソコン	テ：画面は明るすぎないように（32V型の画面の輝度を最適「最大→中間」にした場合） パ：使わない時は電源を切る（デスクトップ型を1日1時間使用時間を短縮した場合）	▲39.1kg テ：13.2kg パ：25.9kg	1,190円
冷蔵庫・電気ポッド	冷：ものを詰め込みすぎない（「満杯→半分」にした場合）／設定温度は適切に（「強→中」にした場合）／無駄な開閉はしない・開けている時間は短く／壁から適切な間隔で設置（上と両側が壁に接している場合と片側が接している場合との比較） 電：長時間使用しない時はプラグを抜く（保温と再沸騰との比較）	▲144.7kg 冷：81.6kg 電：63.1kg	6,970円
照明器具	蛍光ランプをLEDランプに取り換える（54Wの白熱電球から9WのLED電球に交換した場合）／蛍光ランプの点灯時間を短くする（12Wの蛍光ランプを1日1時間短縮した場合）	▲46.1kg	2,550円
電気便座	使わないときはフタを閉める／暖房便座・洗浄水の温度は低めに（いずれの設定温度を年間で「中→弱」にした場合）	▲36.6kg	2,020円
炊飯器・電子レンジ	炊：使わないときはプラグを抜く（1日に7時間保温した場合としない場合との比較） 電：野菜を上手に下ごしらえ（ガスコンロとの比較）	▲35.3kg 炊：22.3kg 電：10~13kg	2,740円
ガス			
こんろ・オーブン	炎がなべ底からはみ出さないように調節（1日3回、水1L（20°C程度）を沸騰させる時、強火から中火にした場合）	▲5.4kg	430円
キッチン・風呂	キ：ガス給湯を使用した食器洗浄（65Lの水道水を使い、湯沸かし器の設定温度を40°Cから38°Cに下げ、1日に2回手洗いした場合） 風：入浴は間隔を開けずに（2時間放置し追い炊きした場合）／シャワーは必要に流さない（45°Cのお湯を流す時間を1分短縮し場合）	▲136.1kg キ：20.0kg 風：116.1kg	11,760円
ガス・石油ファンヒーター	ガ：室温は20°Cを目標に（1日9時間使用、外気温度が6°Cの冬：設定温度を21°C→20°Cにした場合）／必要な時だけつける（1日1時間短縮した場合） 石：同上	▲113.4kg ガ：49.7kg 石：63.7kg	5,630円

創

技術革新等による「創・蓄エネ」の積極的な活用

太陽光パネルの設置／蓄電池の設置／再エネ由来の電力供給契約への転換など

蓄



I - III 運輸部門の取組

運輸部門は、市内におけるCO₂排出量の約22%を占める産業部門に次ぐ排出区分です。

技術革新による機能性の向上（燃費や自動アイドリングストップ機能の標準化など）や次世代自動車の普及、さらには、コロナ禍における移動手段の変革により、CO₂排出量は減少傾向に向かうことが予測されます。

そこで、さらなる前進策として、新たな自動車利用の抑制方法（再配達の見直し／カーシェアリング／サイクルアンドバスライド¹¹の活用など）を促進します。

- エコドライブの普及を促進します。
- 交通需要マネジメント(TDM)の実施により、コンパクトシティの形成に基づく公共交通機関の利用拡大に加え、カーシェアリングや自転車利用等の普及を促進します。
- 次世代自動車への転換を後押しするため、EV及びFCV充填スタンド等の周辺整備を進めます。

具体的取組

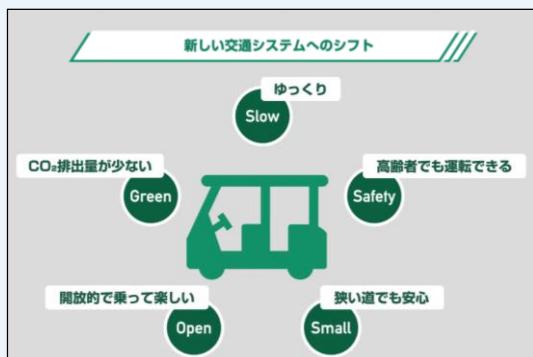
重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
ノーマイカー通勤・時差出勤を実施した事業所数 【交通住宅課】	30社・団体	30社・団体	30社・団体	
公共交通の利便が高まったと感じる市民の割合	未実施	60%	70%	

memo +

“MaaS”・“グリスロ”とは？

「**Mobility as a Service**」の略称で“マース”、「**グリーン・スロー・モビリティ**（green slow mobility）」の略称で“グリスロ”、いずれも人の移動を支える新しい考え方です。マースは、移動のニーズから多くのサービスをつなげ（組み合わせ）、グリスロは、移動そのものの利便性を向上させた手段です。

地域課題を環境配慮の視点から解決に導く取組として、導入が進んでいます。



【出典】環境省（ミライアイズから抜粋）



【出典】国土交通省

区域施策編

I -IV 廃棄物部門の取組

廃棄物部門は、市内におけるCO₂排出量の約2%と最小の排出区分ですが、すべての部門に属する人や組織の活動、モノやコトの消費によって発生し、特に、ペットボトルやレジ袋に代表される容器包装プラスチックの可燃ごみへの混入（分別の不徹底）が原因の一つに挙げられています。

そのため、ごみと資源の分別徹底を目指すとともに、利便性ゆえの消費行動を見直すなど、脱プラスチックに向けたライフスタイルの転換を図ります。

- 具体的な取組
- 3R（Reduce/Reuse/Recycle）の徹底を促進します。
 - バイオプラスチック等の新技術製品の普及等再生材や、再生可能資源を使用した製品等への切替え（Renewable）を促進します。
 - ごみと資源の分別を徹底し、より一層の資源化を推進します。
 - 優良事業所等認定制度¹²やごみ減量協力店登録制度¹³の普及を図ります。

重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
ごみの総量に占める資源化量（秦野市伊勢原市環境衛生組合における資源化量を含む）の割合 【環境資源対策課】	30.6%	34.7%	35.0%	
市民一人1日当たりの総ごみ排出量 【環境資源対策課】	825.5g	804.2g	803.1g	

memo +

“プラスチック”とは？

「プラスチック・スマート（plastics smart）」の略称。

プラスチックの正しい処理やリサイクル方法を広め、バイオマスプラスチックや代替素材などを理解しながら、**プラスチックと賢く付き合っていくこと（3R+Renewable（再生可能資源への切替え））**です。プラごみは、焼却による大気汚染や流出による海洋汚染だけでなく、生態系にも大きな影響を与えています。

例えば、海に流出するプラごみの量は世界中で年間800万トン、2050年には海洋中の魚の量を超えるとの試算が出されており、私たちの生活様式を見直さない限り、持続可能な社会はおろか、今の生活を続けていくことさえ難しくなることが予想されています。



【出典】環境省（ロゴマーク）



【出典】国際連合広報センター

(2) 吸収・固定化策

II 吸収・固定化の取組

吸収・固定化とは、文字どおり森林や緑地が光合成によってCO₂を「吸収」し、酸素を放出する効果を安定的かつ最大限に機能させるとともに、CO₂を吸収した木が体内に炭素を「固定」し、伐採後は木材として活用されることで、街中に炭素を「貯蔵」していく取組のことです。

いずれも画期的な削減効果を生み出すものではありませんが、副次的には森林は、生物多様性の保全や水源のかん養、土壤保全に寄与し、緑地・緑化は、ゆとりや潤いのある環境空間、景観を創出するなどの多様な効果が期待されています。

- 森林組合や市民ボランティア団体等と連携しながら、計画的な森林整備及び人材育成を推進します。
- 植樹・育樹・活樹といった持続可能な保全再生サイクルを継続します。
- 秦野産木材の普及、新たな価値創造に努めます。
- 樹林保全地区の維持管理、都市化に合わせた緑地（屋上や壁面緑化等）の確保に努めます。
- 花や緑を身近に感じ親しむ市民の心を育みます。
- “もりりんや、どんぐりん妖精”が棲みやすいまちを創出します。

具体的取組

重要業績評価指標(KPI)	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
森林整備面積（累計／水源の森林エリア（奥山を除く））	15.71ha	125ha	250ha
秦野産木材の活用量（快適な住まいづくり補助金事業を対象）	41.4m ³	70m ³	120m ³

memo +

サステナブルな“CLT”とは？

「Cross Laminated Timber」の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、纖維方向が直交するように積層接着した木質系材料です。元々は、オーストリアを中心に発展し、その後イギリスやスイス、イタリアなどヨーロッパ各国に普及、現在ではカナダやアメリカ、オーストラリアでも高層建築が建てられるなど、世界各国で急速な成長を見せています。

特に、厚みのある木材は断熱性・耐火性が高く、夏は涼しく冬は暖かい室内環境を実現したため戸建て住宅の他、中層建築物の共同住宅、高齢者福祉施設の居住部分、ホテルの客室などに用いられています。

CLTは、“森と地域と人をつなぐサステナブルアイテム”

例えば、都市にCLTの建物が建つことで木の需要が増え、林業や木材産業が活性化され、都市と地方が手を取り合い共に発展する仕組み（＝地域循環共生圏）も創出されます。

また、環境負荷が小さくCO₂の排出削減に寄与し、森林の保全再生につながる材料として、森林資源の循環による地方創生と環境の両面から、サステナブルな社会の実現に貢献します。



【出典】一般社団法人日本CLT協会HP

区域施策編

memo +

吸収→固定→“貯蔵”的サイクルとは？

木造建築はもちろん、玩具や家具、ベンチなども身近な“貯蔵”的のひとつ。自然作用（吸収・固定）と、この木材利用（貯蔵）が融合したサイクルを持続可能にしていくためには、市民一人ひとりが豊かな森林資源の「恵みや価値」を知り“植樹→育樹→活樹”といった、もうひとつのサイクルにも取り組むことが大切です。



【出典】林野庁HP（一部加工）

4.KPIを達成した地域の絵姿

I 排出抑制策	2030年度	
	達成指標	絵姿
I - I 産業部門		
脱炭素イノベーションに係る「産・学・金・公」連携事業数	1事業 【事業化】	オープンイノベーションの先駆的なモデルとして、 経済性も伴っています。
脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	4回/年	異業種間のつながりが構築され、 事業経営にも相乗効果が生まれています。
I - II A 民生(業務)部門		
COOL CHOICEに賛同する事業者数	920社	賛同事業者の取組があらゆる機会を使って、 広く発信 されています。
【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	4回/年	
I - II B 民生(家庭)部門		
環境配慮行動が生活の質を高めたと感じる市民の割合	70%	日常生活において、環境への配慮が プライオリティの高い指標 となっています。
「はだの環境未来会議(仮称)」におけるゼロカーボンアクションの提案数	2提案	環境に関する専門的な知識や技術を求める児童生徒が増えています。
I - III 運輸部門		
ノーマイカー通勤・時差出勤を実施した事業所数	30社・団体	移動に 多様な選択肢が用意 されるようになり、日常生活や通勤にも波及しています。
公共交通の利便が高まったと感じる市民及び事業者の割合	70%	
I - IV 廃棄物部門		
ごみの総量に占める資源化量（中間処理後の資源化量を含む）の割合	35.0%	すべての部門で 資源循環型社会（3R+Renewable） を意識した取組が実施されています。
市民一人1日当たりの総ごみ排出量	803.1g	
II 吸收・固定化策	達成指標	絵姿
森林整備面積（累計／水源の森林エリア(奥山を除く)）	250ha	地域資源を守り、育み、生かし、つなげる取組が展開され、 地域循環共生圏が構築 されています。
秦野産木材の活用量（快適な住まいづくり補助金事業を対象）	120m ³	

5.地域脱炭素化促進事業（温対法第21条第5項）について

本計画では、当該事業を具現化するため、本市の自然的・社会的・地域特性を生かした地域資源の有効活用と、地域の成長に資する取組を「脱炭素化促進プロジェクト」として位置付け、市民、事業者及び関係機関等との合意形成を図りながら、促進区域(同項第二号)の設定等も含め一体的に検討していくこととします。

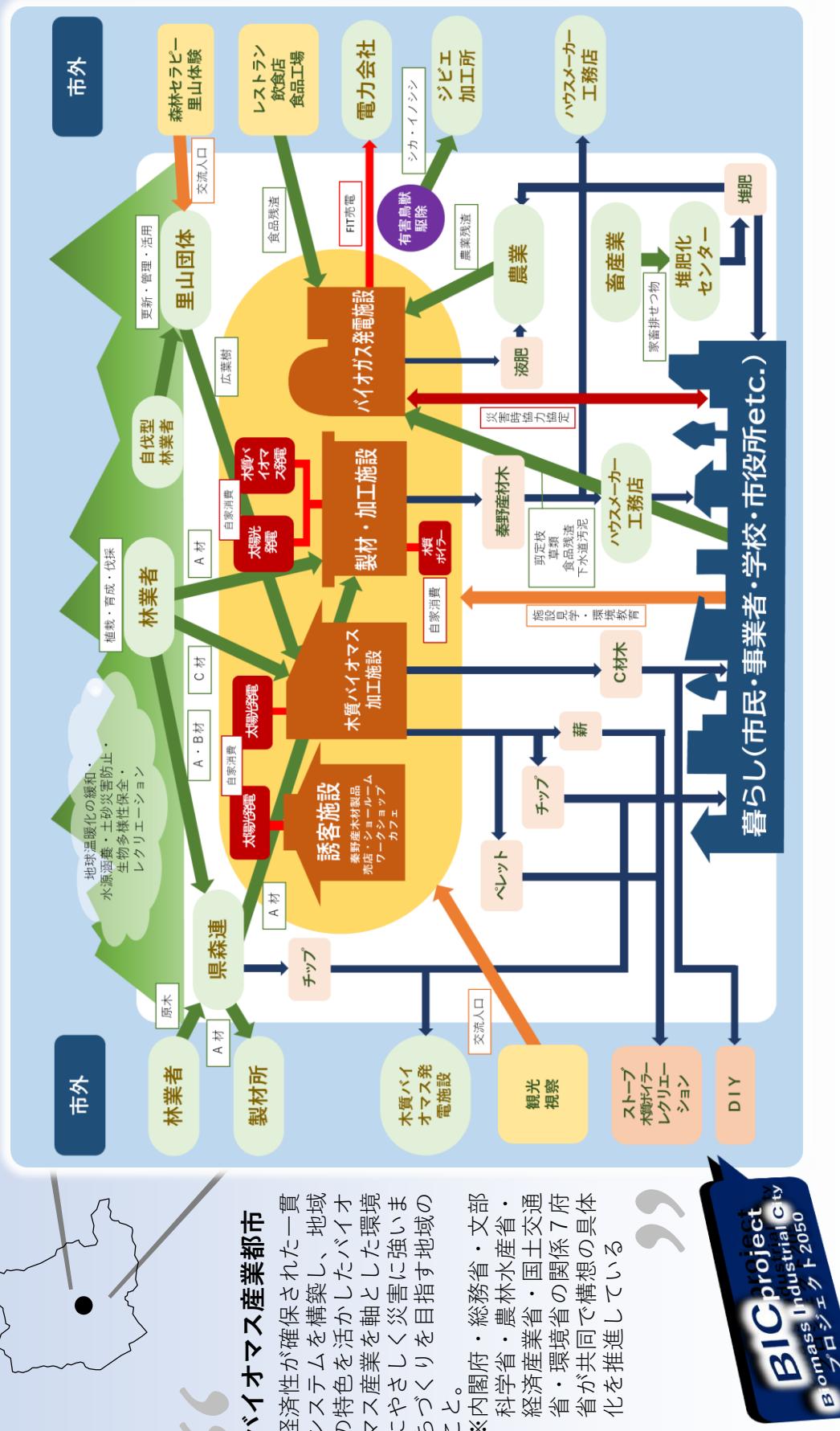
- ✓ **バイオマス資源の最大活用（バイオマス産業都市構想を参照）**
- ✓ **太陽光発電の創意工夫（地域特性となりうる未利用空間の活用）など**

次ページでは、その方向性を示した「イメージ図」を紹介しています。

(1) バイオマス資源の最大活用 バイオマスで地域の笑顔や経済が“倍に増す”プロジェクト

图表02-6

(1) バイオマス資源の最大活用 バイオマスで地域の笑顔や絆



(2) 太陽光発電の創意工夫 地域特性を生かした“未利用空間活用”プロジェクト

► 図表02-7

未利用空間①：河川周辺

“面”から“線”に発想を転換！！

例えば、河川や道路といった“線の空間”に創意を加えた太陽光パネルを設置し、かつてない規模となるエネルギー創出を図ることで、これまでの未利用空間を「創×蓄+レジリエンス」が可能となる新たな資源に転換していく。

未利用空間②：屋外駐車場

“駐車+充電”で一石二鳥？！

例えば、屋外施設や観光地の駐車場に「ソーラーカーポート」を設置※し、利便性の向上に加え、災害への適応にもつながる「創×蓄(充) + レジリエンス」な資源に転換していく。

※PPA事業の応用
(EV充填設備の付帯など)

導入例：東京都水道局八王子給水事務所

...and more

02

論理演習区域

45

02 column

カーボン●●って 何種類知ってる？

カーボン●●といえば、今や「ゼロカーボン(zero carbon)／カーボンニュートラル(carbon neutral)」が最も知られた用語ですね。この計画書でも何回も繰り返し出てくる用語で、それだけ多くの皆さんに知ってもらい、発してもらい、広めてもらいたい取組なんです。

そんな「カーボン●●」といった用語、これ以外にも多数存在し、ビジネスシーンではキーメッセージ的にも使用されています。何種類知っているかな？

用語	意味や用語を巡る動向
カーボン(carbon)	炭素 ：元素のひとつ、記号は「C」。何より、動植物の体の一部は炭素から成り立っており、とても大切な物質なんだけど....
バジェット(budget)	炭素予算 ：温室効果ガスの累積排出量（過去の排出量と将来の排出量の合計）の上限値をいう。 →この考え方に基づき、過去の排出量と気温上昇率を元に将来排出できる量を推計することができる。
フットプリント(footprint)	炭素の足跡 ：製品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガス排出量を合算し、それをCO ₂ 排出量に換算し表示したもの。 →我が国の場合、輸入浸透率の高い衣類は多くのCFPを残している。
オフセット(offset)	排出枠取引 ：CO ₂ 等の温室効果ガスの削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。 →我が国でも、J-クレジット制度 ¹⁴ として運用されている。
ポジティブ(positive) ネガティブ(negative)	排出量<吸収量 ：CO ₂ 等の温室効果ガスの排出量よりも、吸収量の方が多い状態をいう。（両方とも同義語として使用されている） →GAFAMのほとんどが事業活動での達成を目指している。
プライシング(pricing)	炭素の価格付け ：排出されるCO ₂ に価格付けを行い、CO ₂ を排出した企業などにお金を負担してもらう温暖化対策の仕組み。（カーボンオフセットもこの仕組みのひとつ） →そのほか、炭素税や国内排出量取引などの類型がある。

03

➤ 適応策編

【目的】

適応策編は、適応法第4条に基づく、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた「気候変動適応に関する施策の推進」及びその区域における「事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進」、並びに同法第12条に基づく、都道府県及び市町村が「それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するための地域計画」に位置付けられます。

気候変動への適応は、その影響が多分野に及ぶとともに、生命及び財産の危機に直結することから、組織横断的な意識の共有、連携の強化が求められています。

よって、現在進行形の温暖化による影響を前提としながら、「自然や人間社会のあり方を調整する」、ひいては、想定する被害に『事前に備える』適応策について、地域の特性に合わせ推進していくことを目的とします。

1. 適応策編における気候変動対策

(1) 現状

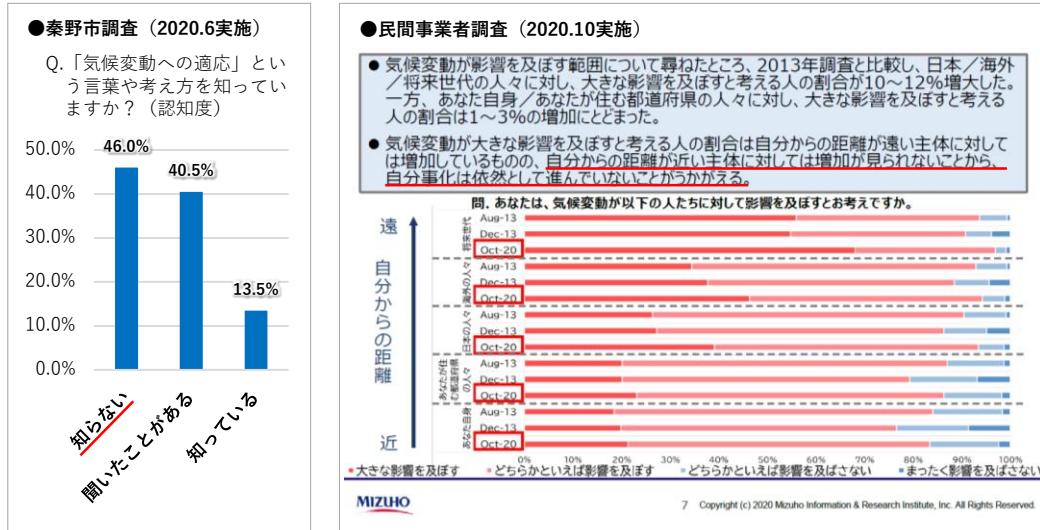
秦野市環境基本計画では、自然災害分野について、防災担当部署による取組を位置付け進行管理を図っています。このほか、適応策としての位置付けはないものの、各分野における被害の軽減及び回避を目的とした取組を推進しています。

➤ 図表03-1



【出典】担当課提供 (R3.7.3_本庁舎前桜橋(水無川)のようす)

➤ 図表03-2



(2) 取組の姿勢

気候変動による影響は、多分野に及び、かつあらゆる命の危機に直結します。しかし、図表03-2にあるとおり、市民レベルでの関心度は低い状況です。

そのため、『**自然災害等からあらゆる命と暮らしを守る**』をキーメッセージとし、現状の「点」の取組を「線」で結び、組織横断的な意識の共有、連携の強化による発展的な「面」の展開につなげるとともに、国や県等との専門的知見の共有を市民等へ波及させていきます。

(3) 気候変動による影響イメージ

➤ 図表03-3



【出典】環境省（気候変動影響評価報告書から引用）

2.具体的取組と重要業績評価指標(KPI)

III- I 自然生態系分野の取組

自然界では、気候変動に適応できずに、あるいは、直接的かつ間接的なつながりによって減少・絶滅する動植物が存在し、いわゆる「負の連鎖」が生まれています。

そのため、自然生態系の保全は、「種の確保」の必要性を第一義とし、また、副次的には「生態系サービス¹⁵」と呼ばれる私たち人類にとっての恩恵・価値をもたらすことから、共生社会の実現も意識した取組が必要です。

具体的取組

- 市内に生息する動植物を把握、自然生態系を保全するため、気温、水質等の定量的データ及び継続的なモニタリング調査を実施します。
- モニタリング調査に必要な資源（調査員並びに専門的知見等）を確保します。
- 専門機関をはじめ、市民団体等との連携を図ります。

具体的取組

重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
動植物モニタリング調査（6河川）による指標種数 【環境共生課】	43種	43種	43種	

III- II 自然災害分野の取組

局地的かつ激甚化が進む風水害に対しては、「市民の命と暮らし」を守るためのハード整備（道路や上下水道の基幹インフラ）及びソフト整備（防災・減災に係る行動や意識啓発）による被害の最小化が急務です。特に、鶴巻地区では、順次ハード整備を進めているものの、局地的な風水害等に対しては、現地災害対策本部を立ち上げるなどして、被害の最小限化に努めています。

そのため、非常時の中でも安定したエネルギー源を確保し、広域避難場所等の防災拠点をはじめとする公共施設への太陽光発電等の自家発電設備の設置は、有効な手段といえます。

具体的取組

- ハザードマップ等の作成・各家庭への配布、また、メールやSNS等による災害情報の共有により、防災・減災意識を向上させます。
- 計画的かつ効率的な基幹インフラ整備を実施します。
- 災害時に安定的に稼働する「自立・分散型エネルギー」の確保について、積極的な導入を図ります。

具体的取組

重要業績評価指標(KPI)	基準値		目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度	
防災講演会等の参加者数 【防災課】	1,550人	4,300人	4,300人	
雨水管きょ整備延長 【下水道施設課】	58,162m	59,988m	60,822m	

III-III 健康分野の取組

恒常的な気温の上昇は、「熱中症」搬送者数に加え、「熱ストレス」超過死亡者数を増加させ、医療及び救急体制に影響を及ぼします。

そのため、こうした「影響の連鎖」を踏まえた取組の推進、連携意識の醸成が必要です。

※感染症被害（蚊やダニ等の「節足動物媒介被害」、国内未発生の感染症群）については、現時点で市町村レベルでの対応が困難であることから、広域的動向の注視及び情報収集に留めるとともに、被害が明らかとなった場合は、速やかに国立感染症研究所等の専門機関との連携による感染拡大防止策を講じることとします。

具体的取組

- 熱中症対策（予防と対処）に係る情報メールやSNS等による注意喚起を行います。
- 感染症対策について、関係機関と連携し情報収集を図ります。
- クールシェルター¹⁶対象施設を確保します。
- 安全・安心な救急体制を維持します。

重要業績評価指標(KPI)	基準値			目標値		
	2020年度	2025年度	2030年度	2025年度	2030年度	
クールシェルター対象施設数 【高齢介護課】	59か所	64か所	69か所	64か所	69か所	

III-IV 農林業分野の取組

顕著な被害の少ない分野ですが、「事前の備え」として事業者との情報共有を図っていきます。

農業分野においては、高温障害等による影響が懸念されることから、将来的に高温耐性品種が開発された際の普及啓発や、気温上昇等に適応できる地域特性を生かした作物の普及を図り、林業分野においては、適切な森林整備や木材利用等を実施し、持続可能な森林づくりを進めていく必要があります。

具体的取組

- 気温上昇に適応できる農作物の普及を図ります。
- 自然災害による農地被害からの復旧を支援します。
- 自然災害を想定した適切な間伐等により、森林の健全化及び林道の保全に努めます。

重要業績評価指標(KPI)	基準値			目標値		
	2020年度	2025年度	2030年度	2025年度	2030年度	
気温上昇に適応できる農作物栽培農家数の割合 【農業振興課】	9.2%	12%	15%	12%	15%	

意識改革に基づく
新たな取組

★ インパクトチェーン（影響連鎖）の作成

気候変動の影響が生じるメカニズムを可視化し、思わぬ連鎖の発見などから府内組織間ににおける共通・連帯意識を醸成するとともに、市民や事業者にもその輪を広げることで地域特性に見合った適応策を考える契機とします。

【地球温暖化対策推進本部適応策作業部会】

03 column

ナッジが広げる可能性 試してみる価値アリ？！

ナッジとは、行動科学の知見から、望ましい行動をとれるよう人を後押しするアプローチのことです。

多額の経済的インセンティブや罰則といった手段を用いるのではなく、「人が意思決定する際の環境をデザインすることで、自発的な行動変容を促す」のが特徴とされています。

2017年、シカゴ大学のリチャード・セイラー教授がノーベル経済学賞を受賞したことがきっかけで大きな注目を集めることとなり、近年では、多くの公共政策にその手法が取り入れられるようになっていきます。

キーワードは「損失回避」と「同調効果」

例えば、気候変動への適応策について、大切・重要だと頭では理解しているものの、未だに他人事感、そしてつい先延ばしに、なんてことありませんか。このキーワードを利用した取組（自然災害分野）を紹介します。

みんなの命を救つ。

災害時、避難した人のほとんどが、
“まわりの人が避難したから”を理由に避難を決めています。
だからこそ、まずあなたから、避難をはじめてください。
そして、避難する際には、
地域で声を掛けあって“早めに避難”ができるよう、
日頃から周囲の方々と話すなどの準備をお願い致します。
なお市町が指定する避難所にこだわらず、安全な場所にある
親戚や知人宅など、“複数の避難先”を確保しておきましょう。

注意 過度な利用は「対象者の利益を損ねさせ」たり
「行動を促す側にとって都合の良い選択や行動
に誘導」するといった倫理性への配慮が不可欠とされています。

あなたの避難が、 みんなの命を救う。

災害時、避難した人のほとんどが、
“まわりの人が避難したから”を理由に避難を決めています。
だからこそ、まずあなたから、避難をはじめてください。
そして、避難する際には、
地域で声を掛けあって“早めに避難”ができるよう、
日頃から周囲の方々と話すなどの準備をお願い致します。
なお市町が指定する避難所にこだわらず、安全な場所にある
親戚や知人宅など、“複数の避難先”を確保しておきましょう。



【出典】広島県

04

➤ 事務事業編

【目的】

事務事業編は、温対法第21条第1項に基づく、都道府県及び市町村の事務及び事業に関して「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸收作用の保全及び強化のための措置に関する計画」に該当する秦野市役所としての行動計画に位置付けられます。

(環境部局)

また、秦野市役所は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づく特定事業者の1つとして、庁舎等におけるエネルギーの削減にも率先的に取り組むこととしています。（庁舎管理部局）

こうした組織横断的な取組、一方で重複した事務については、『カーボンニュートラル』の名のもとに、部局間における連携強化及び相乗効果により発展的な集約につなげるとともに、それらを実行する職員一人ひとりの自覚と資質の向上を図ることを目的とします。

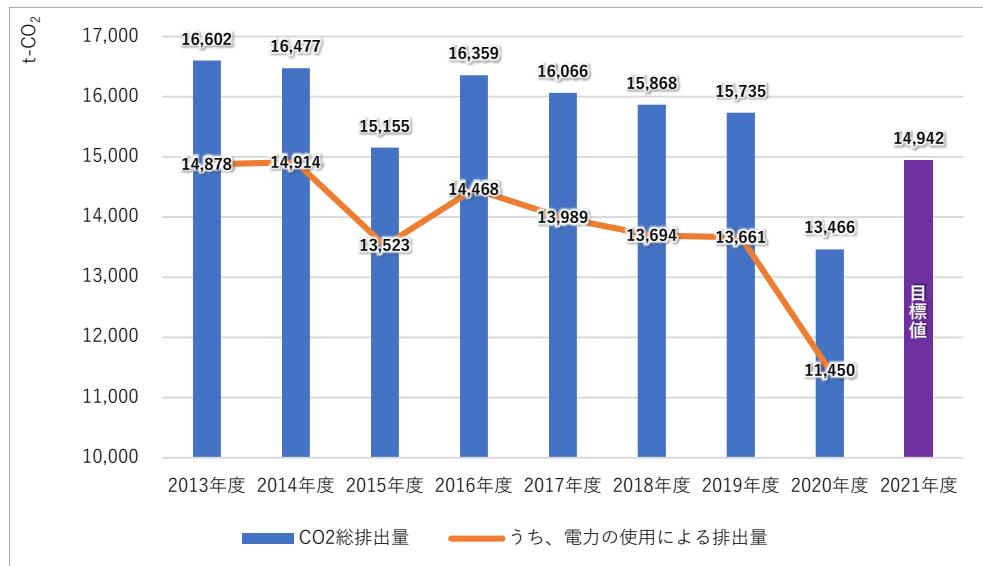
事務事業編

1. 事務事業編における地球温暖化対策

(1) 現状

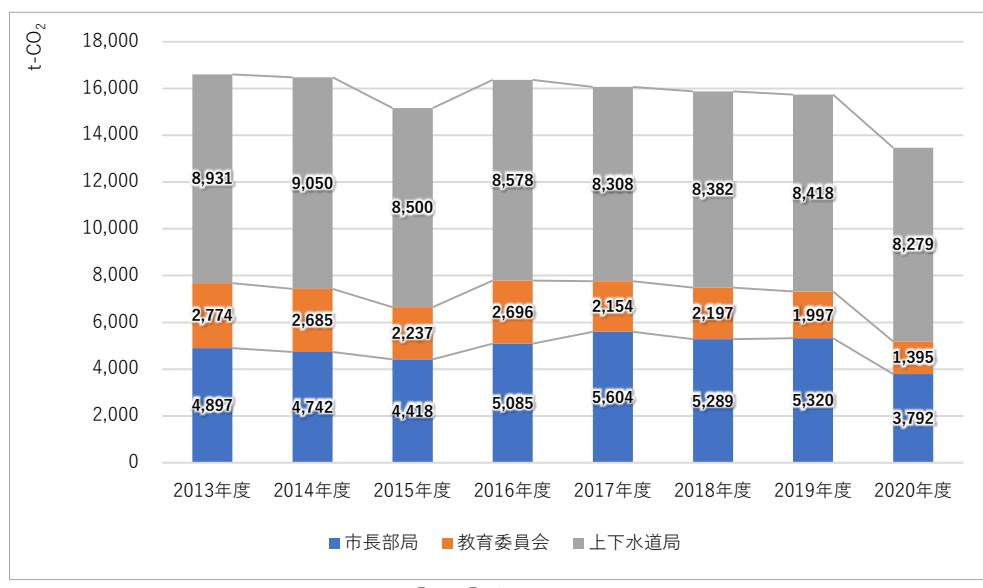
事務事業編については、EMSの運用を推進体制とした「秦野市役所地球温暖化対策実行計画（平成29年度（2017年度）から令和3年度（2021年度）まで）」に基づき、環境部局及び庁舎管理部局それぞれの立場から取組を推進しています。

➤ 図表04-1



【出典】秦野市調べ

➤ 図表04-2



【出典】秦野市調べ

(2) 検証と評価

令和3年度（2021年度）におけるCO₂排出量、平成25年度（2013年度）比10%削減を目標値に設定していましたが、図表04-3のとおり、目標達成は困難な状況にあります。

これは、EMSの運用に特化した取組内容※、推進体制及び進行管理に対して、事務事業編が本来担うべき質的・量的な環境面からのアプローチが機能していなかったことが原因であると認識しています。

そこで、新たな事務事業編では、これらの検証と評価を踏まえたEMSとの明確な役割分担が機能する推進体制等について、抜本的な見直しを図ることとします。

※EMS環境目標取組事項：90.5%(106/115目標)の達成率【R1】

図表04-3

数値目標	基準値	実績値		達成率 2019年度 ()は2020年度
	2013年度 (平成25年度)	2019年度 (令和元年度)	★2020年度 (令和2年度)	
事務事業に伴うCO ₂ 排出量 【基準値比10%(1,660t-CO ₂)削減】	16,602t-CO ₂	15,735t-CO ₂ (▲867t-CO ₂)	13,466t-CO ₂ (▲3,136t-CO ₂)	52.2% (188.9%)
★2020年度(令和2年度)の実績値について 目標達成した数値ですが、これは本庁舎等の令和2年度電力調達の入札において、契約の相手方がCO ₂ 排出係数の極めて低い（再エネ由来）電力を供給する事業者であったことから得られたものです。 また、令和2年度を除くすべての年度（令和3年度も含む）においては、一般的な排出係数の電力を供給する事業者と契約を締結していることから、参考値として取扱うことが妥当と判断したものです。 なお、この考え方は、今後のエネルギー政策の推進に必要なものとなります。				

(2) 取組の姿勢

秦野市役所（以下「本市役所」という。）には、環境に配慮した事務及び事業を遂行するため、温対法に基づく環境部局及び省エネ法に基づく庁舎管理部局による組織横断的な連携、並びに市役所で働く職員の資質向上が必要です。

また、国では、地球温暖化対策への国民行動として「COOL CHOICE（クールチョイス）」の実践を推奨しています。

そのため、『率先行動により公共資源※を賢く生かす』をキーメッセージとし、クールチョイスの理念を取り入れた次の4つの観点から「地域の範となる事業所」を目指していきます。

※市役所で使用するエネルギー、車、施設、ひいては、それらを効率的に運用する職員(人)までをまとめたもの。

図表04-4

率先行動の徹底【行動改善】	温暖化をふせぐ“こころえ”【体系IV】
環境配慮型業務への転換【業務改善】	温暖化をふせぐ“エネルギー”【体系V①】
	温暖化をふせぐ“くるま”【体系V②】
	温暖化をふせぐ“しせつ”【体系V③】

(3) 削減目標値

基準年度及び目標数値は、国が示した削減割合に準じます。

図表04-5

排出区分	基準数値	目標数値	
	2013年度 (平成25年度)	2030年度 (令和12年度)	削減率※
CO ₂ 総排出量	33,594t-CO ₂	21,724t-CO ₂	35%
エネルギー起源CO ₂	16,602t-CO ₂	8,301t-CO ₂	50%
非エネルギー起源CO ₂ （一般廃棄物の焼却分）	16,992t-CO ₂	13,423t-CO ₂	21%

※エネルギー起源CO₂は民生(業務)部門、非エネルギー起源CO₂は廃棄物部門における削減率を採用しています。

2.具体的取組と重要業績評価指標(KPI)

事務事業編におけるKPIは、本市役所が「地域の範となる事業所」を目指していくことから、“エコオフィスプロジェクト”としての位置付けに格上げし、率先行動による着実な達成を図るものです。

IV 率先行動の徹底：温暖化をふせぐ“こころえ”

取組のマンネリ化、あるいは、効果の見えない化などによって、「環境配慮行動」（とても大事なんだけれど）我慢を強いる、苦しくてツマラナイ行動」として認識されています。

そこで、発想の転換。「ナッジ」や「クールチョイス」を上手に使って（創意工夫し）、新しい率先行動として位置付けます。

事務事業編では、すべての職員の人づくりとして、クールチョイスを取り入れます。

具体的な取組	“テーマ”に沿って、チャレンジします！	✓ 強化する主な取組 ◆ 創意工夫の取組例		
	▶ 省エネ行動	<p>“損得=面白く・楽しく”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 会議はペーパーレス、開催時間の短縮を推進します。 ✓ プリンター使用の効率化（両面・集約・裏紙）を徹底します。 ✓ こまめな節電・節水を徹底します。 ✓ マイカー通勤の抑制、カーシェアリングの利用を拡大します。 ◆ 照明を段階的に落として／家に帰りたくなる音楽を流してノー残業を推進！ ◆ エコ通勤にインセンティブ！ ◆ 各課による省エネ対抗戦の開催！ 		
	▶ スマート行動（ウィズコロナ）	<p>“効率化とインセンティブを”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ WEB会議・テレワークを推進します。 ✓ 分散出勤を推進します。 ✓ 行政手続のオンライン化を拡充し、市民や事業者の利便性が向上する環境を整備します。 ◆ 止められるもの（慣例的な事務）探し！ ◆ テレワーク×秦和会補助！<@500/回> 		
	▶ 環境学習行動	<p>“み・ん・な・ご・と”の広がりを”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 庁内報・庁内放送による意識啓発を推進します。 ✓ 環境に関する研修や検定・テストを実施します。 ✓ 地球温暖化対策推進本部等への職員参加を促進します。 ◆ 親しみやすく、分かりやすい啓発手法の検討！<マンガ風> ◆ リサイクル推進委員等（埋もれた委員）の積極活用！ 		
	▶ 脱プラスチック行動（ごみの減量）	<p>“温暖化対策=河川上流市の責務”</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 分別を徹底します。 ✓ マイ●●（バッグ／ボトル／箸／スプーン）の携帯を徹底します。⇒意識の転換で避けられる、ごみ減量・脱プラスチック行動 ◆ 昼食販売業者へ脱プラスチック行動の助言！ ◆ ごみ箱設置方法の検討！<管理職の前／重いフタ付き／そもそも置かないなど> ◆ 回議用クリアファイルの有効活用！ 		
エコオフィスプロジェクト		基準値	目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度
温暖化を理解し、「じぶんごと化※」している職員の割合 【環境共生課】		未実施	70%	80%

※判定チェックリストに基づき数値化します。

V 環境配慮型業務への転換①：温暖化をふせぐ“エネルギー”

本市役所で使用するエネルギーから排出される温室効果ガスのうち、「約94%がCO₂」によるものであり、かつそのうちの「約87%が電力使用※1」に由来するものです。

つまり、電力の使用方法がエネルギー分野における最大のカギであり、省・創・蓄エネを包括的に利用できる、自立・分散型エネルギーシステムの積極的な導入を図ります。

※1_電力は、製造段階で発生するCO₂によって排出係数（CO₂排出原単位／電力会社が電力を作り出す際にどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標）が算出されています。

- エネルギー購入に係る選択方法を見直します。
- 専門的知見や先端技術等に関する情報収集に努めます。
- 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。

具体的取組

エコオフィスプロジェクト	基準値	目標値	
	2020年度	2025年度	2030年度
PPAモデル（自立・分散型エネルギーシステム）の導入件数 【環境共生課】	未実施	3 件	5 件
低排出係数（0.37kg-CO ₂ 以下）電力の導入施設数※2 【環境共生課】	(P55参照)	2 施設	4 施設

※2_令和2年度(2020年度)に電力調達に係る入札契約を行った公共施設（4施設（①市役所庁舎【本庁舎・東西庁舎・教育庁舎】・②保健福祉センター・③公民館【13館】・④小中学校【小学校13校及び中学校9校】）に、スケールメリットを考慮した、⑤市立認定こども園【5園】・⑥浄水管理センター・⑦市立幼稚園【8園】・⑧消防庁舎【本署及び4分署】を加えた8施設を対象とします。（指定管理者制度導入施設は対象外）なお、導入に当たっては、他の取組の進捗状況及び効果検証を踏まえながら選定していくこととします。

memo +

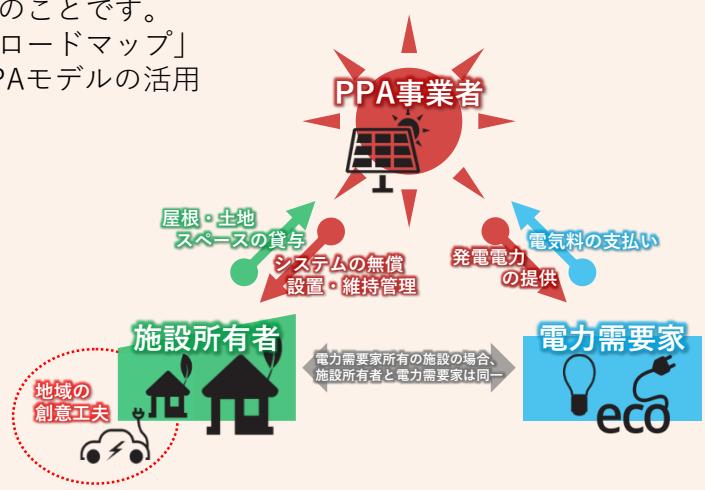
『PPA』 ピーピーエーとは？

「Power Purchase Agreement（電力購入契約）モデル」の略称。

電力の需要家がPPA事業者に敷地や屋根などのスペースを提供し、PPA事業者が太陽光発電システムなどの発電設備の無償設置と維持管理を行い、同時にPPA事業者は発電した電力の自家消費量を検針・請求し、需要家側はその電気料金を支払う形で利用するサービスモデルのことです。

国が公表した「地域脱炭素ロードマップ」では、重点対策の柱としてPPAモデルの活用が期待されています。

年	絵姿・目標
2030年までに	<ul style="list-style-type: none"> ・設置可能な建築物等の約50%に太陽光設備を導入 ・太陽光発電設備併設型の家庭用蓄電池、及び工場等に導入される蓄電池の経済性システムの実現
2040年	100%の導入
2050年までに	電気を「買う」から「創る」が標準に



【事業者提供情報を参考に作成】

04

V 環境配慮型業務への転換②：温暖化をふせぐ“くるま”

公用車の使用から排出されるCO₂は、本市役所全体の「約2.7%」にあたります。全体に占める割合は低いものの、国は「遅くとも2030年代半ばまでに、乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる」としています。

そのため、車両の更新は、社会趨勢を見極めながら進めるとともに、エコドライブやカーシェアリング等の意識・行動改革、EV充填スタンド等の周辺整備※を計画的に検討します。

※区域施策編（運輸部門）の具体的取組に位置付けています。

具体的取組

- 公用車の適正利用（市内近隣：徒歩や自転車／県外出張：公共交通機関）に努めます。
- エコドライブを徹底します。
- 車両の更新は、環境面及び汎用性に基づくとともに、カーシェアリングを踏まえた台数の集約も検討します。
- 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。

具体的取組	エコオフィスプロジェクト	基準値		目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度	
	次世代自動車（EV・HV・PHV・FCV）の導入割合 【財産管理課】	5.3%	10%	20%	

V 環境配慮型業務への転換③：温暖化をふせぐ“しせつ”

公共施設の温暖化対策については、LEDやBEMS、ZEB（太陽光や蓄電池設備を含む）等の技術革新の導入からも「省エネが主・創&蓄エネを従」とする施策が目立ちます。しかし、施設の形状・形態は個々に異なるため、一括した展開が困難な状況にあります。

そのため、施設毎に適した最善の取組を選択、エネルギー分野との連携を図っていきます。

●【再掲】本市役所で使用するエネルギーから排出される温室効果ガスのうち、「約94%がCO₂」によるものであり、かつそのうちの「約87%が電力使用」に由来する。

具体的取組

- LEDやBEMS等の高効率機器への切り替えや、先端技術の導入を積極的に検討とともに、緑のカーテンや打ち水等の身近な取組についても継続、拡大します。
- 未利用施設や防災拠点への再エネ等の導入について、組織横断的に検討します。
↳「秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針」参考
- 【再掲】エネルギー購入に係る選択方法を見直します。
- 【共通】補助金や助成金等の情報収集に努めるとともに、取組に対する国等への意見・要望を行います。

具体的取組	エコオフィスプロジェクト	基準値		目標値	
		2020年度	2025年度	2030年度	
	公共施設のLED導入割合 【行政経営課】	4.9%	48.5%	78.6%	

意識改革に基づく
改善の取組

★ COOL CHOICE × EMS

これまでの体制（P54.55参照）を抜本的に見直し、「クールチョイス」という新たな枠組みに基づき、温暖化対策と省エネ対策に係る事務及び事業の発展的集約、並びにより実効的なPDCAを機能させていきます。

【環境共生課・財産管理課・教育指導課】

3.年度ごとの行動指標とKPIを達成した市役所の絵姿

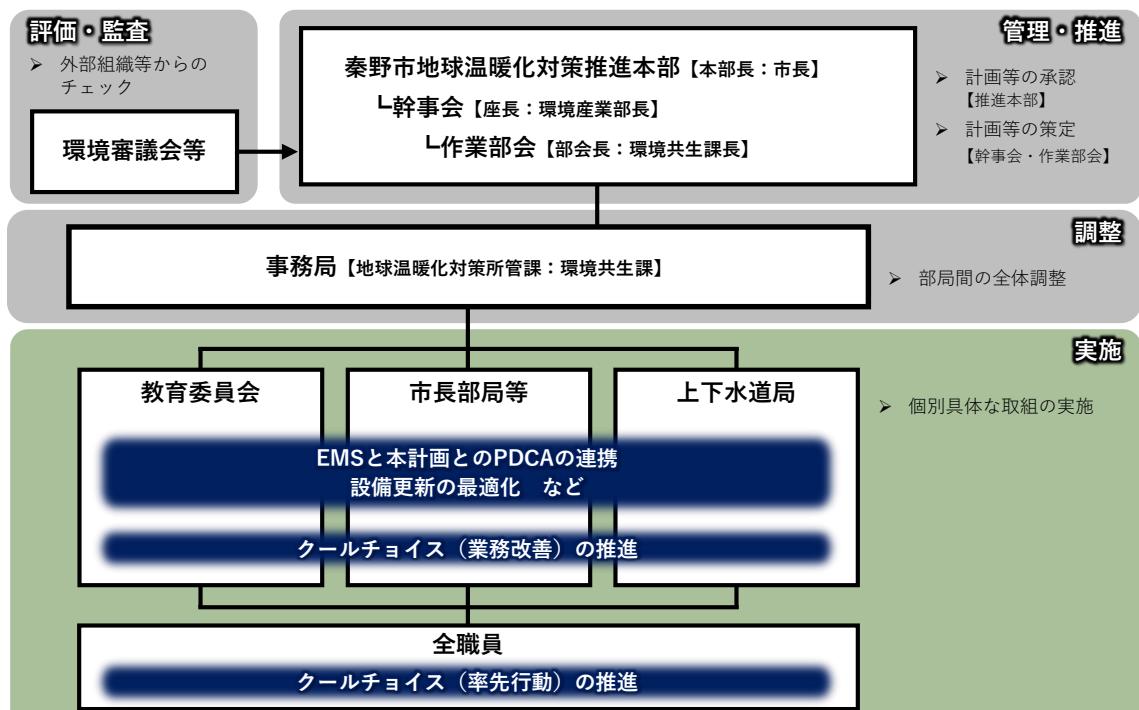
IV 率先行動の徹底【行動指標】		2025年度まで	2027年度まで	2030年度まで
温暖化をふせぐこところえ	省エネ行動	いまの行動を1/4回見直そう	1/3回見直そう	1/2回見直そう
	スマート（ウィズコロナ）行動	2倍に増やそう	3倍に増やそう	
	環境教育行動	「じぶんごと」として学ぼう	「じぶんごと」として行動しよう／「みんなごと」として教えよう	
	脱プラ（ごみ減量）行動	ごみもプラも1/4に減らそう	1/3に減らそう	1/2に減らそう

V 環境配慮型業務への転換【KPI】	2030年度	
	達成指標	絵姿
温暖化をふせぐ“エネルギー”		
PPAモデル（自立・分散型エネルギーシステム）の導入件数	5 件	レジリエンスの強化が伴い、 防災拠点としても機能 しています。
低排出係数（0.37kg-CO ₂ 以下）電力の導入施設数	4 施設	再エネ由来の電力 が主力供給電源として使用されています。
温暖化をふせぐ“くるま” 次世代自動車（EV・HV・PHV・FCV）の導入割合	20%	澄んだ空気と、きれいな青空 がより一層保たれています。
温暖化をふせぐ“しせつ” 公共施設のLED導入割合	78.6%	付属品等の長寿命化が 更なる節約 につながっています。

4.推進体制

全庁的組織のもと、次の体制で推進していきます。

図表04-4



【秦野市作成（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルを参考）】

04

事務事業編

04 column

オールはだので クールチョイスを盛り上げよう！

本市では、カーボンニュートラルの実現に向け、クールチョイスに賛同し、市内で積極的に取り組んでいる人や組織を応援していきます。

そこで、より一層の普及に関しては「はだのふるさと大使¹⁷」などにも協力をいただき、オールはだのでクールチョイスを盛り上げていきます。

本市の豊かな自然もクールチョイスにピッタリ？！

豊かな自然の中で、休暇とともに健康的かつクリエイティブに仕事をする「ワーケーション：仕事／“ワーク”と、休暇／“バケーション”を組み合わせた造語」が注目されています。コロナ禍により多様なワークスタイルが確立（クールチョイス）される中、環境負荷に配慮した取組が「地域循環共生圏（P19参照）」の創造につながっていく。

これからも、まだまだ新しい発見がありそうです。



【加藤優さん】



【合田雅吏さん】



【苅谷俊介さん】

【秦野市（COOL CHOICE普及啓発ビデオメッセージ_はだのふるさと大使Ver.）】

05

➤ 推進体制と進行管理等

推進体制と進行管理等

1. 推進体制

本計画は、市民生活や事業活動、ひいては、まちづくりとの調和に基づきながら、進めていくことが重要です。

そのため、市域や事務事業の各側面に応じた取組について、三役及び全ての部局の長で構成される「秦野市地球温暖化対策推進本部」により、全局的な体制を構築するとともに、市民や事業者等をはじめとする多様な主体との協働を生かした実効性の高い計画として推進していきます。

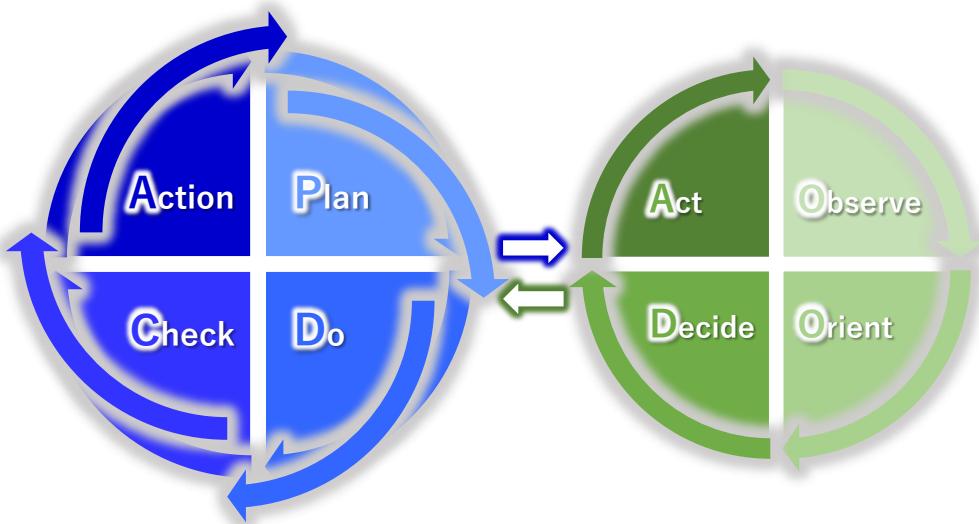
2. 進行管理

新型コロナウィルス感染症のパンデミックなど、誰もが予想しえなかつVUCA¹⁸の時代に突入する一方で、2030年SDGsやパリ協定の達成、さらには、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、各方面からのオープンイノベーションや行動・意識の変革による様々なブレークスルーが想定されます。

そのため、進行管理はPDCAサイクルを柔軟に運用するとともに、適時の状況判断に有効とされるOODAループ¹⁹を取り入れるなどしながら、各編に設定したKPI及び総合指標によって行います。

また、評価に当たっては、附属機関である秦野市環境審議会において、各年度の取組状況を「環境報告書」に包含して報告し、客観的かつ専門的な指摘や助言等を受けることとします。

➤ 図表05-1



3. 重要業績評価指標(KPI)及び総合指標まとめ

		基準値	目標値	
区域施策編		2020年度	2025年度	2030年度
K P I	I 排出抑制策 『イノベーションやライフスタイル・ワークスタイルの転換』			
	【I-1 産業部門】 脱炭素イノベーションに係る「産・学・金・公」連携事業数	—	3事業 【検討・合意】	1事業 【事業化】
	脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回／年	4回／年
	【I-IIA 民生(業務)部門】 COOL CHOICEに賛同する事業者数	—	460社	920社
	【再掲】脱炭素コンソーシアム(仮称)の組織による情報交流及びセミナー等の開催	—	2回／年	4回／年
	【I-IIB 民生(家庭)部門】 環境配慮行動が生活の質を高めたと感じる市民の割合	—	60%	70%
	「はだの環境未来会議(仮称)」におけるゼロカーボンアクションの提案数	—	1提案	2提案
	【I-III 運輸部門】 ノーマイカー通勤・時差出勤を実施した事業所数	30社・団体	30社・団体	30社・団体
	公共交通の利便が高まったと感じる市民及び事業者の割合	—	60%	70%
	【I-IV 廃棄物部門】 ごみの総量に占める資源化量（中間処理後の資源化量を含む）の割合	30.6%	34.7%	35.0%
指総 標合	市民一人1日当たりの総ごみ排出量	825.5g	804.2g	803.1g
	II 吸収・固定化策 『適切な緑の整備等による吸収源の拡充』			
	森林整備面積（累計／水源の森林エリア(奥山を除く)）	15.71ha	125ha	250ha
	秦野産木材の活用量（快適な住まいづくり補助金事業を対象）	41.4m ³	70m ³	120m ³
適応策編	市域の事業及び経済活動から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比46%削減)	865千t-CO ₂ 【2013年度】	666千t-CO ₂ （▲23%）	470千t-CO ₂ （▲46%）
K P I	III 分野別適応策 『自然災害等からあらゆる命と暮らしを守る』			
	【III-I 自然生態系分野】 動植物モニタリング調査（6河川）による指標種数	43種	43種	43種
	【III-II 自然災害分野】 防災講演会等の参加者数	1,550人	4,300人	4,300人
	雨水管きょ整備延長	58,162m	59,988m	60,822m
	【III-III 健康分野】 クールシェルター対象施設数	59か所	64か所	69か所
	【III-IV 農林業分野】 気温上昇に適応できる農作物栽培農家数の割合	9.2%	12%	15%
事務事業編				
K P I	IV 行動改善・V 業務改善 『率先行動により公共資源を賢く生かす』			
	【IV 率先行動の徹底】 温暖化を理解し「じぶんごと化」している職員の割合	—	70%	80%
	【V 環境配慮型業務への転換】 PPAモデル（自立・分散型エネルギーシステム）の導入件数	—	3件	5件
	低排出係数（0.37kg-CO ₂ 以下）電力の導入施設数	(P55参照)	2施設	4施設
	次世代自動車（EV・HV・PHV・FCV）の導入割合	5.3%	10%	20%
	公共施設のLED導入割合	4.9%	48.5%	78.6%
指総 標合	市役所の事務及び事業から発生するCO ₂ 排出量の削減 (2013年度比35%削減)	33,594t-CO ₂ 【2013年度】	27,715t-CO ₂ （▲17.5%）	21,724t-CO ₂ （▲35%）

05 column

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒です。

いま、世界の国々あるいは多くの関係機関によって、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題の解決に向けた取組が進められています。しかし、元を辿れば、誰かが「気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移す」ことから始まったものです。

大切なのは、こうした一人ひとりの意識がみんなの意識につながっていくこと。

こどもたちは「今から未来」に向ってできることを、おとなたちは一歩進んで「未来から今」を見つめて、してあげられることを、気づき・調べて学んで・話し合い考え・行動に移してみましょう。

こどもも、おとなも取り組む姿勢は一緒、みんなが同じ未来を描くことができたら大成功！

※P20「思考法の転換」参照



限りある資源を半減にすること。
今、僕らにできること。



【様々な取組を表すメッセージロゴ】



【出典】環境省（こども環境白書から抜粋）

documents

- 関係法令(抄)
- 各種意見聴取の結果
- 計画策定の経過等
- CO₂排出量の推計方法
- 用語解説

関係法令(抄)

1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

【カーボンニュートラル及び地域脱炭素化促進事業に係る改正を中心に抜粋】

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第二条（略）及び2～5（略）

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的・社会的条件に適したものによる地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一體的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7（略）

（基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1(a)において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

第三条～第十八条（略）

第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第二十条（略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2（略）

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものとの利用の促進に関する事項
 - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進に関する事項
 - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
 - 四 (略)
 - 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標
- 4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
 - 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
 - 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
 - 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
 - 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 6 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。
- 7 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に關係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 10 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 11 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 12 都道府県が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（第六項に規定する都道府県の基準を含む。）を定めようとする場合、又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号若しくは第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二条第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 13 (略)
- 14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 15 (略)
- 16 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 17 (略)

以下 (略)

関係法令(抄)

2. 気候変動適応法（平成30年法律第50号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百七号）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）その他の気候の変動（以下「気候変動」という。）に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。

2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

（国の責務）

第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応（以下「気候変動等」という。）に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。

2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「事業者等」という。）の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 気候変動適応計画

（気候変動適応計画の策定）

第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画（以下「気候変動適応計画」という。）を定めなければならない。

2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
- 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
- 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
- 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が果たすべき役割に関する事項
- 六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項
- 七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に関する事項

第三章 気候変動適応の推進

八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項

九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項

3～5 (略)

第八条～第十条 (略)

第十一条 (略)

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

(地域気候変動適応センター)

第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点

(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれを整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

(気候変動適応広域協議会)

第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(関連する施策との連携)

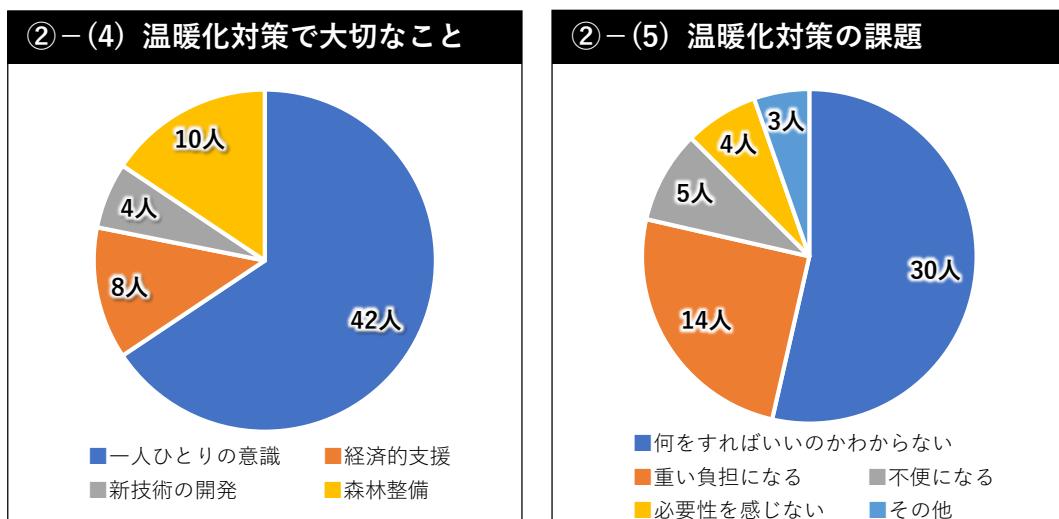
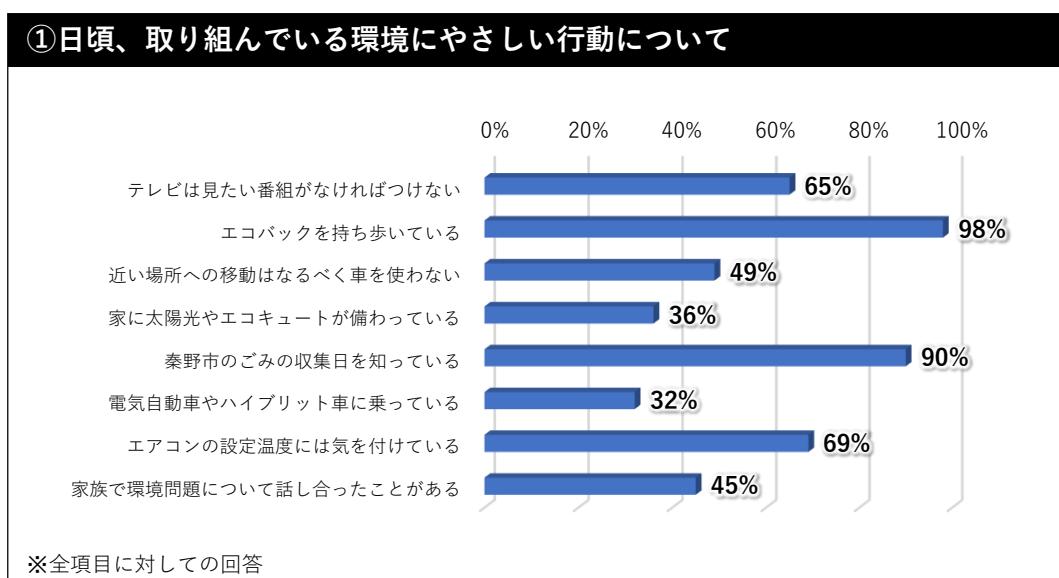
第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

各種意見聴取の結果

1.環境啓発イベント

調査場所	イオン秦野店イベントブース
調査日時	①秦野市環境月間：令和3年(2021年)6月12日(土) ②神奈川再発見フェア：令和3年(2021年)10月17日(日)
調査項目	①日頃、取り組んでいる環境にやさしい行動について ②地球温暖化対策について (1) 日本のCO ₂ 削減目標【認知度】 (2) 秦野市の取組【認知度】 (3) 自宅における再生可能エネルギー機器の設置状況【取組状況】 (4) 温暖化対策で大切なこと (5) 温暖化対策の課題
実施状況	①100名／②51名

【主な調査結果】

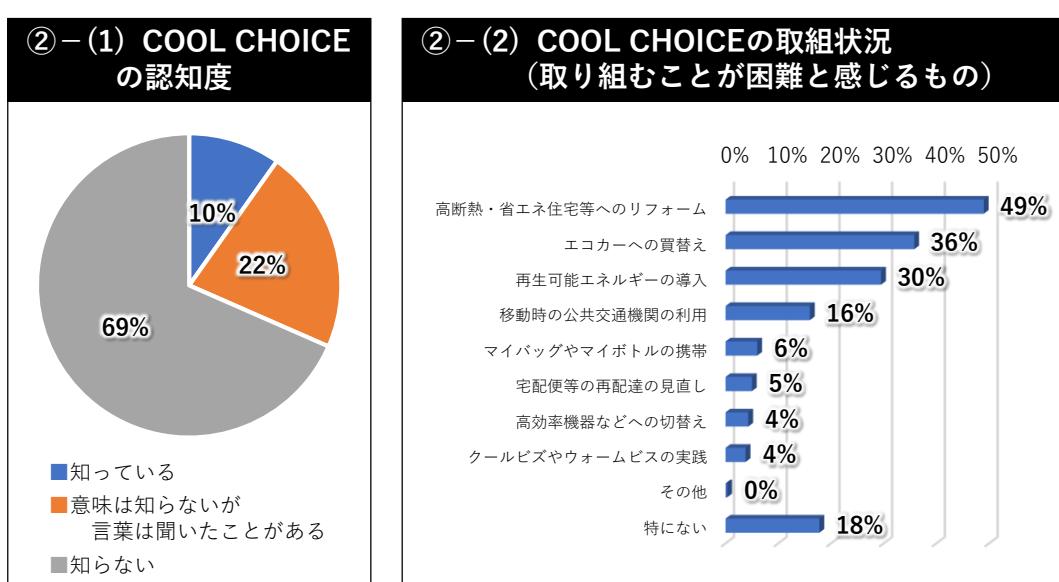
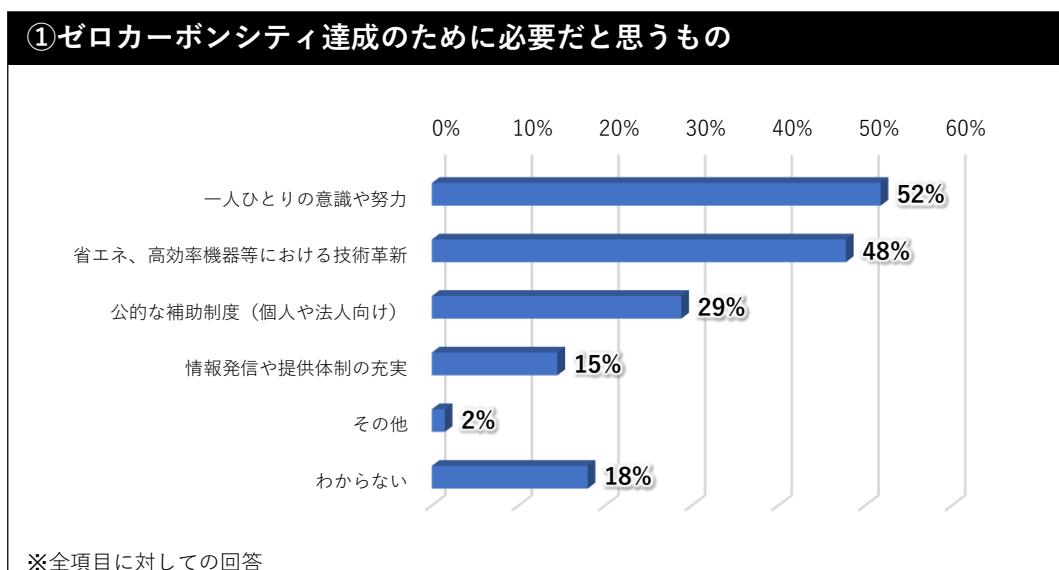


※複数回答可

2.WEBアンケート

抽出方法	秦野市のネット調査会社の登録者約4,600人
調査期間	①令和3年(2021年)6月23日(水)～29日(火) ②令和3年(2021年)9月22日(水)～28日(火)
調査項目	①地球温暖化対策について ゼロカーボンシティ達成のために必要だと思うもの ②地球温暖化対策について (1) COOL CHOICEの認知度 (2) COOL CHOICEの取組状況
回収状況	各400サンプル

【調査結果】

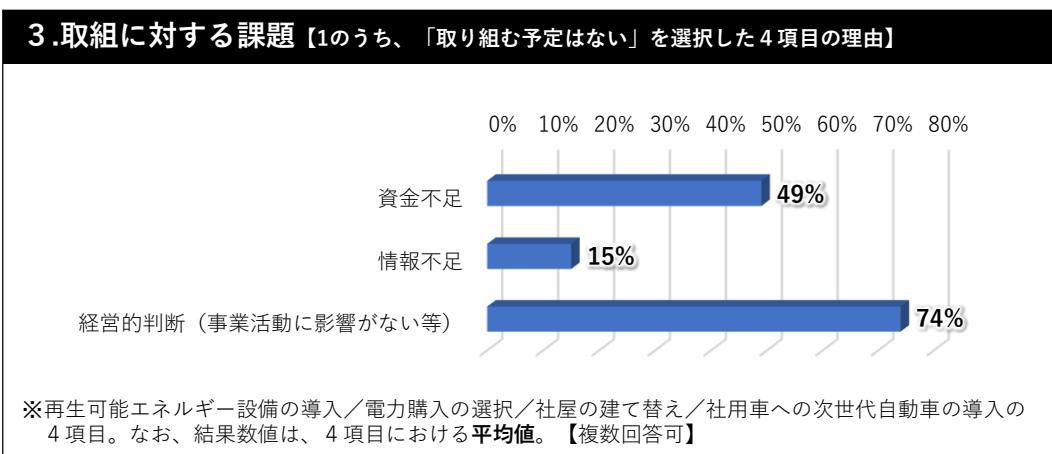
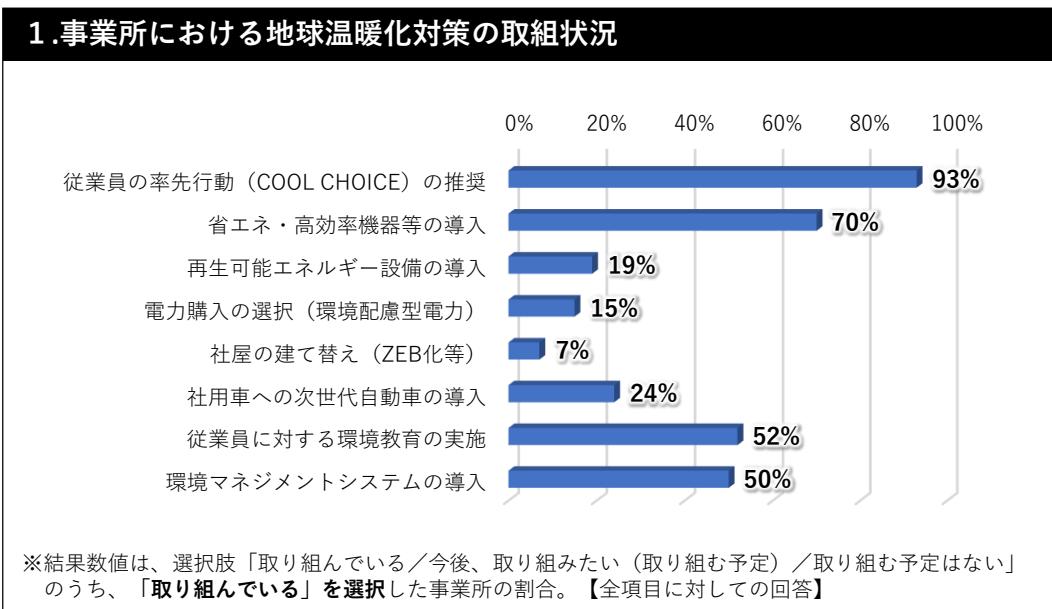


各種意見聴取の結果

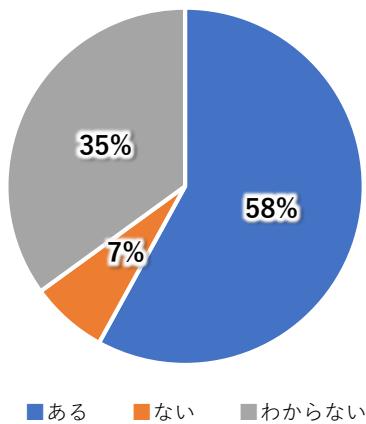
3.郵送アンケート

調査区分	中小規模事業者	大規模事業者
抽出方法	秦野商工会議所に加盟する事業所から抽出した84社	秦野工場協会に加盟する事業所全16社
調査期間	令和3年(2021年)9月13日(月)～10月1日(金)	
調査項目	1.事業所における地球温暖化対策の取組状況 2.明確な目標等の設定 3.取組に対する課題 4.国の「2050年カーボンニュートラル」宣言による事業活動への影響 5.国や自治体に要望したい地球温暖化対策	
回収状況	54サンプル(回収率54%)	

【主な調査結果】



4. 国の「2050年カーボンニュートラル宣言」による事業活動への影響



「影響がある」と回答した主な意見

- ・企業の環境経営への取り組みが求められる中、脱炭素を意識した事業活動がより一層求められる
- ・販売先からの要求の高まり
- ・新しいビジネスの創出の一方、コスト高の懼れもある
- ・CO₂排出量＝電力消費量であるため製品製造方法等の改革が必要
- ・自社としても宣言し、生産活動、製品等に反省させていく必要がある
- ・社内でもCO₂削減について目標を課せられている

5. 国や自治体に要望したい地球温暖化対策

主な意見

- ・中小企業は先行投資資金が厳しい、補助金等を充実させてほしい
- ・中小企業に大きな負担が掛からない様に進めて頂きたい
- ・国や自治体が先行してモデル事業を進めてほしい（庁舎のZEB改修の「先行実験実施」を広く公募して行なう等）
- ・法整備／設備投資への補助金・税額控除などのインセンティブ
- ・対策をすることが法律化された際は遵守するが、費用がかかる場合の補助金制度を検討してほしい
- ・中小企業が事業継続できるような方向で温暖化対策を進めてほしい
- ・個人・会社で色々対策を行いたいが、お金がかかる事が多くチョイスできない事が多い（次世代カーなどもガソリン車の倍の金額では手がでません）
- ・具体的な取組方法などのセミナーの開催や補助金等の助成
- ・脱炭素社会づくりに貢献する活動の中には民間事業者だけの力で進めるよりは自治体の協力を得た方が効率的に推進できる活動もあるため、そういった活動については、積極的に協力をお願いしたい
- ・地球温暖化対策について目標を達成するための方策について事業者に対して規制強化だけでなく対策を示してほしい（助成等）
- ・省エネ対応の設備更新の際、十分な補助金や減税措置等の申請方法の簡略化
- ・2050年ゼロカーボンシティへの挑戦に向け、是非協力したい、再生可能エネルギー導入を検討しているが民間では情報不足、助成金を利用できる施策への公募や説明会（セミナー）の開催等、参加・協力出来る場を設けていただきお願いしたい
- ・対策実行に当たり、情報提供や補助金等の支援を頂きたい
- ・同業種の対策や施策を参考にしたいので、紹介してくれるサイトなどあれば助かる

各種意見聴取の結果

4. パブリック・コメント

募集期間	1 議会：令和4年(2022年)1月14日(金)～3月7日(月) 2 市民：令和4年(2022年)1月29日(土)～2月28日(月)																																																													
募集の周知方法	市ホームページ及び広報はだの（令和4年(2022年)2月1日号）																																																													
提案の公表の方法	1 ホームページへの掲載 2 公民館及び駅連絡所における閲覧 3 本庁舎行政閲覧コーナーにおける閲覧																																																													
意見提出の方法	郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による																																																													
提出された意見の内容及びその取扱い等	件数等の内容及び対応状況 <table><thead><tr><th rowspan="2">内部分類</th><th rowspan="2">件数</th><th colspan="5">意見等への対応区分(※)</th></tr><tr><th>A</th><th>B</th><th>C</th><th>D</th><th>E</th></tr></thead><tbody><tr><td>01 基本的事項に関すること</td><td>10</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>5</td></tr><tr><td>02 区域施策編に関すること</td><td>39</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td><td>10</td><td>13</td></tr><tr><td>03 適応策編に関すること</td><td>8</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>04 事務事業編に関すること</td><td>19</td><td>1</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>05 推進体制等に関すること</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>全体に関すること</td><td>16</td><td>0</td><td>1</td><td>6</td><td>0</td><td>9</td></tr><tr><td>計</td><td>93</td><td>4</td><td>20</td><td>22</td><td>17</td><td>30</td></tr></tbody></table> <p>(※) A：意見等の趣旨等を計画に反映させたもの B：意見等の趣旨等が既に計画に盛り込まれていると考えたもの C：今後の取組において参考にするもの D：意見等の趣旨等を計画に反映することが困難なもの E：その他（内容に関する感想・質問等）</p>	内部分類	件数	意見等への対応区分(※)					A	B	C	D	E	01 基本的事項に関すること	10	1	1	1	2	5	02 区域施策編に関すること	39	1	7	8	10	13	03 適応策編に関すること	8	1	3	2	1	1	04 事務事業編に関すること	19	1	7	5	4	2	05 推進体制等に関すること	1	0	1	0	0	0	全体に関すること	16	0	1	6	0	9	計	93	4	20	22	17	30
内部分類	件数			意見等への対応区分(※)																																																										
		A	B	C	D	E																																																								
01 基本的事項に関すること	10	1	1	1	2	5																																																								
02 区域施策編に関すること	39	1	7	8	10	13																																																								
03 適応策編に関すること	8	1	3	2	1	1																																																								
04 事務事業編に関すること	19	1	7	5	4	2																																																								
05 推進体制等に関すること	1	0	1	0	0	0																																																								
全体に関すること	16	0	1	6	0	9																																																								
計	93	4	20	22	17	30																																																								

計画策定の経過等

1.会議等

年	月	主な内容
令和3年 (2021年)	4月	庁議（政策会議）の開催 カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針の協議
	5月	庁議（定例部長会議）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画策定着手に係る報告 第1回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画策定に係る「2030年度二酸化炭素排出量削減目標」及び「計画体系骨子」の決定
	6月	第1回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 「作業部会（適応策及び市役所実行計画）の設置」及び「計画推進体制」の決定
	7月	第1回地球温暖化対策推進本部（適応策作業部会）の開催 「具体的な取組に係る重要業績評価指標(KPI)の設定」及び「インパクトチェーンを活用した組織横断的な意識の醸成」の決定 第1回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催 「具体的な取組に係る重要業績評価指標(KPI)の設定」及び「グループワークによる計画策定」の決定
	8月	第2回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催
	9月	第3回地球温暖化対策推進本部（市役所実行計画作業部会）の開催
	10月	第2回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画骨子案に係る進捗状況の報告
	11月	実行計画案に係る意見聴取（環境審議会） 第2回地球温暖化対策推進本部の開催【書面】 秦野市地球温暖化対策実行計画案に係る進捗状況等の報告
	12月	第3回地球温暖化対策推進本部（幹事会）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議 第3回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議
令和4年 (2022年)	1月	第4回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の協議 庁議（定例部長会議）の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の報告 議員連絡会の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の報告
	2月	実行計画案のパブリック・コメントの実施 市ホームページ、公共施設での閲覧 第5回地球温暖化対策推進本部の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画最終案の報告 第2回環境審議会の開催 秦野市地球温暖化対策実行計画案の諮問
	3月	環境審議会からの答申受理及び実行計画の決定、公表

計画策定の経過等

2.秦野市環境審議会

(1) 委員名簿

役職	氏名	所属団体等	選出分野
会長	竹内 将俊	東京農業大学 地球環境科学部地域創成科学科 教授	学識経験を有する者
副会長	勝田 悟	東海大学 教養学部人間環境学科 教授	
	勝山 輝男	丹沢大山自然再生委員会 委員長 【神奈川県生命の星・地球博物館名誉館員】	
	福原美千加	秦野市獣医師会 会員	
	小野 均	NPO法人四十八瀬川自然村 代表	環境市民団体の構成員
	和田 正一	秦野地区産業廃棄物対策協議会 会長 【株式会社タンザワ】	本市で事業を営む者
	小野瀬幸弘	有限会社大久保 代表取締役	公募枠
	西田 積	湘南地域県西総合センター 環境部長	
	湯山 正計	秦野市自治会連合会 副会長	
	今野 翔	公益社団法人秦野青年会議所 理事長 【有限会社ハウスプロジェクト】	その他市長が必要と認める者
	宮永 均	秦野市農業協同組合 代表理事組合長	
	吉田 直哉	NPO法人丹沢自然学校 理事	
	中村千代乃	HADANOエコプロジェクト	公募市民

- 任 期：令和2年(2020年)7月16日から令和4年(2022年)7月15日まで
- 敬称略

(2) 諒問

F No. 5・5・0 (甲)

令和4年2月17日

秦野市環境審議会

会長 竹内 将俊 様

秦野市長 高橋 昌和

秦野市地球温暖化対策実行計画案について（諒問）

国際的な重要課題である地球温暖化の対策に向け、市民及び事業者との協働により本市域における足元からの取組をけん引し、持続可能な脱炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき「秦野市地球温暖化対策実行計画案」をとりまとめました。

つきましては、次の事項について貴審議会の御意見をいただきたく諒問いたします。

1 全体について

2 施策の方向性について

3 進行管理について

計画策定の経過等

(3) 答申

(写)

令和4年3月10日

秦野市長 高橋昌和様

秦野市環境審議会

会長 竹内将俊

秦野市地球温暖化対策実行計画案について（答申）

令和4年2月17日付けF №.5・5・0（甲）により諮問のありました「秦野市地球温暖化対策実行計画案」について、当審議会において基本的な考え方等を踏まえ慎重に審議したところ、次のとおり結論を得たので答申します。

1 全体について

本計画案に示された地球温暖化対策では、国内外の動向はもとより本市の地域性を的確に捉え、緩和と適応が「まちづくり」や「ひとづくり」につながる取組として適切にまとめられています。

秦野に暮らす誰もが望む未来、ひいては、地球上のあらゆる命や暮らしが守られる未来となるよう、先駆的かつ持続的な計画の推進をお願いいたします。

2 施策の方向性について

（1） 施策体系とカーボンニュートラルの実現に向けた基本方針

法体系及び対策別視点による編成はわかりやすく、特に、施策体系の基本理念に掲げた「みんなごとを未来へ」の姿勢は、シンプルでありながら的確な表現であり、ぜひとも市民一人ひとりに浸透させられるよう積極的な発信、啓発をお願いいたします。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針については、今日より約30年という長期間ではあるものの、3つのフェーズに区切ったロードマップにより本市の目指すべき環境施策の方向性を示していることは評価できます。

一方、このロードマップを着実に推進していくためには、第1フェーズにおける取組を検証し、実効性の担保となる予算の確保等につなげていくことが重要であると考えますので、適切に実行されますよう要望いたします。

(2) 各編における施策展開

ア 区域施策編

市域全体を対象とすることから、部門別に掲げられた「緩和」に資する取組については、市民をはじめ多様なステークホルダーとの合意形成により推進するとともに、特に、事業者向けの具体的取組にある「脱炭素コンソーシアム(仮称)」の発展的な展開を期待いたします。

イ 適応策編

緩和と両輪を成す「適応」について、改めてその言葉の意味を地球温暖化対策にしっかりと結び付け、市民や事業者との意識共有を図られますよう要望いたします。

ウ 事務事業編

「地域の範となる事業所」が目指す姿に掲げられており、率先垂範の姿勢を感じ取ることができます。

この姿勢とともに、“隗より始めよ”的精神を踏まえた「足元からの取組」により、目指すべき姿を実現されますよう期待いたします。

3 進行管理について

P D C Aサイクルや、O O D Aループなどにより行われることが示されており、本市の取組が市民や事業者の皆様にわかりやすく正確に、かつ適時に伝えることができるような体制・意識のもと、進行管理に努めてください。



【市長応接室にて】

計画策定の経過等

3.秦野市地球温暖化対策推進本部

(1) 組織（設置要綱第4条）

- ア 推進本部（◎本部長／○副本部長：環境産業部を担任する副市長）
　　◎市長、○両副市長、教育長、政策部長、総務部長、くらし安心部長、文化スポーツ部長、福祉部長、こども健康部長、環境産業部長、はだの魅力づくり担当部長、都市部長、建設部長、会計管理者、議会局長、上下水道局長、教育部長、消防長、監査事務局長、農業委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長
- イ 幹事会（◎座長／○副座長）
　　◎環境産業部長、○環境共生課長、総合政策課長、財政課長、財産管理課長、防災課長、生涯学習課長、高齢介護課長、健康づくり課長、環境共生課森林里山担当課長（令和4年度より「森林ふれあい課長」に名称変更）、環境資源対策課長、産業振興課長、農業振興課長、交通住宅課長、公共建築課長、建設管理課長、公園課長、水道施設課長、下水道施設課長、教育総務課長、教育指導課長、警防課長
- ウ 作業部会（部会長：環境共生課長）
　　幹事会に属する課等の職員のうちから幹事会の座長が指名する者及び必要があると認める構成員以外の者

(2) 設置要綱（抄）

（令和3年5月14日施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、国際的な重要課題である地球温暖化の対策に向け、市民及び事業者との協働により本市域における足元からの取組をけん引し、持続可能な脱炭素社会を構築するため、秦野市地球温暖化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 実行計画 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第19条及び第21条並びに気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条の規定により、本市が策定する秦野市地球温暖化対策実行計画をいう。
- (2) カーボンニュートラル 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

（所掌事務）

第3条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策における統括的事項に関すること。
- (2) 実行計画の策定に関すること。
- (3) 本市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための処置に関すること。
- (4) 本市域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を目的とする緩和策及び地球温暖化による気候変動の影響の回避を目的とする適応策に関すること。
- (5) カーボンニュートラルの実現による脱炭素社会の構築に向けた基本の方針に関すること。
- (6) その他地球温暖化対策の推進に関すること。

第4条～第9条（略）

4.会議（市役所実行計画作業部会）のひとコマ

(1) 机をなくして、体も頭もオーブンに

下を向く会議にサヨナラ♪

距離はとったけど
意見は密に！
効率UP



↑「ファシリテーター※」が会議をスムーズに進行 ※多忙につき、貸出しは要相談

(2) 紙をなくして、意見は全てホワイトボードに

会議録も画像にすれば見やすいヨ！

意見が宙に浮かず
しっかり着地！
効率UP×2



←「イーゼル※」は秦野産木材 ※貸出しは大歓迎

CO₂排出量の推計方法

■基礎資料

環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」を参考に、資源エネルギー庁「総合エネルギー統計」「都道府県別エネルギー消費統計」などを主な基礎資料としています。

■活動の種類と活動量

CO₂排出量の根拠となる活動の種類は、エネルギー（燃料・電気）の使用及び一般廃棄物の焼却とし、その使用量等は各種統計書により把握します。

活動の種類	活動量（単位）
燃料の使用 【総合エネルギー統計（経済産業省）】	<ul style="list-style-type: none">ナフサ(L) ※オイルライター、キャンプ用ストーブの燃料ガソリン(L)灯油(L)軽油(L)A重油(L)C重油(L)オイルコークス(kg)精油所ガス(m³)液化石油ガス[LPG](kg)液化天然ガス[LNG](kg)
電気の使用 【総合エネルギー統計（経済産業省）】	一般電気事業者から購入する電気の量(kWh)
都市ガスの使用 【統計はだの】	都市ガス事業者が供給するガスの量(m ³)
一般廃棄物の焼却 【一般廃棄物処理状況調査（環境省）】	廃プラスチック類の焼却量(t)

■部門ごとの推計方法

排出区分	対象エネルギー	参考とする算定式等
産業部門	農林業	灯油、軽油、A重油、C重油、液化石油ガス(LPG)、電力
	建設業・鉱業	ナフサ、ガソリン、灯油、軽油、A重油、C重油、オイルコークス、精油所ガス、液化石油ガス(LPG)、液化天然ガス(LNG)
	製造業	都市ガス
		秦野瓦斯(株)の「工業用」消費量(統計はだの)
		電力

民生部門	業務	灯油、軽油、A重油、C重油、液化石油ガス(LPG)	全国最終エネルギー消費（総合エネルギー統計）から原単位を求め、市／国の業務系床面積（固定資産の価格等の概要調書）の比率により按分
		都市ガス	秦野瓦斯(株)の「商業用」+「その他」消費量（統計はだの）
		電力	神奈川県最終エネルギー消費を市／県の床面積（総務省・固定資産の価格等の概要調書）の比率により按分
	家庭	灯油、液化石油ガス(LPG)	関東地方の世帯あたりの年間購入量（家計調査）を求め、世帯数（総務省・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数）により積算
		都市ガス	秦野瓦斯(株)の「家庭用」消費量（統計はだの）
		電力	神奈川県最終エネルギー消費を市／県の世帯数の比率により按分
運輸部門	自動車	ガソリン、軽油	全国の車種別炭素排出量（総合エネルギー統計）のCO ₂ 排出量を自動車保有台数（統計はだの、自動車検査登録情報協会）の市／国の比率により按分
		都市ガス	秦野瓦斯(株)の「商業用」消費量（統計はだの）
	鉄道	電力	全国の運輸鉄道炭素排出量（総合エネルギー統計）のCO ₂ 排出量を市／国の人口比率により按分
廃棄物部門	一般廃棄物	廃プラスチック類の焼却	一般廃棄物処理状況調査（環境省）結果から、焼却施設で焼却される廃プラ、合成繊維の量に排出係数を乗じて積算

用語解説

1 脱炭素先行地域【P19】

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となって、省エネ及び創エネ（再エネの導入）といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、**民生部門（家庭及び業務その他）の電力消費に伴うCO₂排出量**については**実質ゼロ**を実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、**2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域のこと。**

2 EBPM【P20】

「Evidence Based Policy Making」の略称で、証拠に基づく政策立案のこと。

3 ESG投資【P31】

「Environment Social Governance」の略称で、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資のこと。

企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、**気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマーク**としてSDGsとともに注目されている。

4 ポストコロナ・ウィズコロナ【P31】

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生し、短期間のうちに全世界に広がった「SARS-CoV-2」による新型コロナウイルス感染症を転換期とした、**ウイルスと人類が併存していく社会構造のこと。**

5 FCV【P32】

「Fuel Cell Vehicle」の略称で、燃料電池内で**水素と酸素の化学反応によって発電**した電気エネルギーで走る自動車。こうした環境負荷の少ない自動車は、近年では、次世代自動車※という枠組みで捉えられている。
※PHV：「Plug-in Hybrid Vehicle／**自宅や充電スタンドで充電できる**バイブリッド自動車

6 地産地消【P34】

国内の地域で生産された農林水産物（食用に限る。）を、その生産された地域内で消費する取組のこと。

食料自給率の向上、流通コストの削減や**輸送距離短縮による環境負荷の軽減**に寄与する。

※**旬産旬消**や**自産自消**は、この取組から派生した考え方

7 ソーラーシェアリング【P34】

太陽光を農業生産と発電とで共有する「**営農型太陽光発電事業**」のこと。

作物の販売収入に加え、売電による収入や発電電力の自家利用により、農業者の収入拡大による農業経営のさらなる規模拡大や**6次産業化の推進が期待**されている。

8 脱炭素コンソーシアム(仮称)【P34】

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、市域の事業者（本市役所も含む）により結成する**温暖化対策に特化した共同事業体**のこと。

9 BEMS【P36】

「Building and Energy Management System」の略称で、商用ビル向けのエネルギー消費量の削減を図るためにシステム※（機器・設備等の運転管理による「見える化」を可能とする）。

※HEMS/FEMS/CEMS：

「House(家)～/Factory(工場)～/Community(地域)～」

10 環境マネジメントシステム【P36】

企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

11 サイクルアンドバスライド【P39】

自宅などの出発地点から自転車で最寄りのバス停まで行き、バス停付近の自転車駐車場に駐車し、バスに乗り換えて目的地に向かうこと。（≒パークアンドライド）

12 秦野市優良事業所等認定制度【P40】

事業系一般廃棄物を排出する市内事業者のうち、適正処理や資源化等に積極的に取り組む事業者を認定する制度のこと。

13 秦野市ごみ減量協力店登録制度【P40】

事業系ごみの減量に取り組むすべての事業者を対象に市全体で事業系ごみの減量意識を高めるため、訪問調査による聞き取りや秦野商工会議所との連携により、事業者に登録を促していく取組のこと。

14 J-クレジット制度【P46】

国内排出削減・吸収プロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジットとして国が認証する制度のこと。

15 生態系サービス【P50】

人類の日々の生活が食料や水の供給、気候の安定など自然（**生物多様性**）から得られる恵みによって支えられているという考え方。

16 クールシェルター【P51】

熱中症予防のため、公共施設や店舗を対象に指定している一時的な休憩場所のこと。

17 はだのふるさと大使【P60】

秦野市にゆかりがあり、様々な分野で活躍、本市に関する情報を発信し、本市の魅力を広くPRすること等の目的に任命された者のこと。

■吉田 栄作 氏（俳優・歌手／令和元年9月28日就任）

■苅谷 俊介 氏（俳優／令和元年11月3日就任）

■春風亭一左 氏（落語家／令和2年3月21日就任）

■山田 和樹 氏（指揮者／令和2年11月1日就任）

■合田 雅吏 氏（俳優／令和2年11月3日就任）

■加藤 優 氏（元女子プロ野球選手／令和3年7月23日就任）

18 VUCA【P62】

「**V**olatility(変動性) **U**ncertainty(不確実性) **C**omplexity(複雑性) **A**mbiguity(曖昧性)」の略称で、ブーカと呼ばれる造語。社会やビジネスにとって未来の予測が難しくなる状況を意味している。

19 OODAループ【P62】

「**O**bservable(観察) **O**rient(状況判断) **D**ecide(意思決定) **A**ct(実行)」の略称で、ウーダループと呼ばれる社会情勢の変化に即応した意思決定によって、施策を進める進行管理手法で、PDCAサイクルを補完する手法として注目されている。

妖精 もりりん・どんぐりん【P41】

■**もりりん**（学名：Moririn / 分類：モリ目リン科カワイイ属ヨウセイ種）

くずはの広場に棲む森の妖精。秦野の豊かな自然を育み、魅力を多くの人に伝えている。手に持っている葉は「**生命の葉**」と呼ばれ、通常の数千倍の「**超絶光合成**」をしている？！

そのため、この葉を振りかざす究極の舞「**共棲乱舞**」は、本市における地球温暖化対策の最終手段と考えられているとか、いないとか。

■**どんぐりん**（学名：Dongrin / 分類：ドング目リン科オチャメナ属ヨウセイ種）

もりりんの相棒で良き相談相手。一人で歩くことが嫌いで、ほとんどもりりんの頭や肩に乗って行動しているが、「**共棲乱舞**」の時だけは先陣を切って露払いをするなど、しっかりと相棒役をこなしている。



Memo

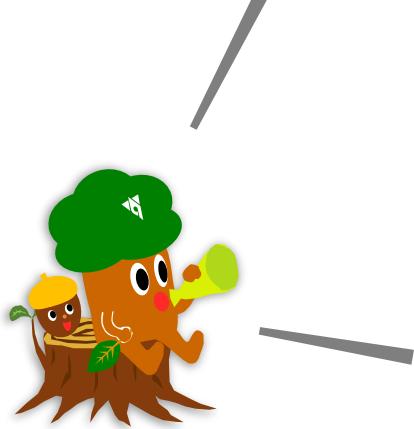
■附則事項

【令和 5 年度(2023年度)】

【令和 6 年度(2024年度)】

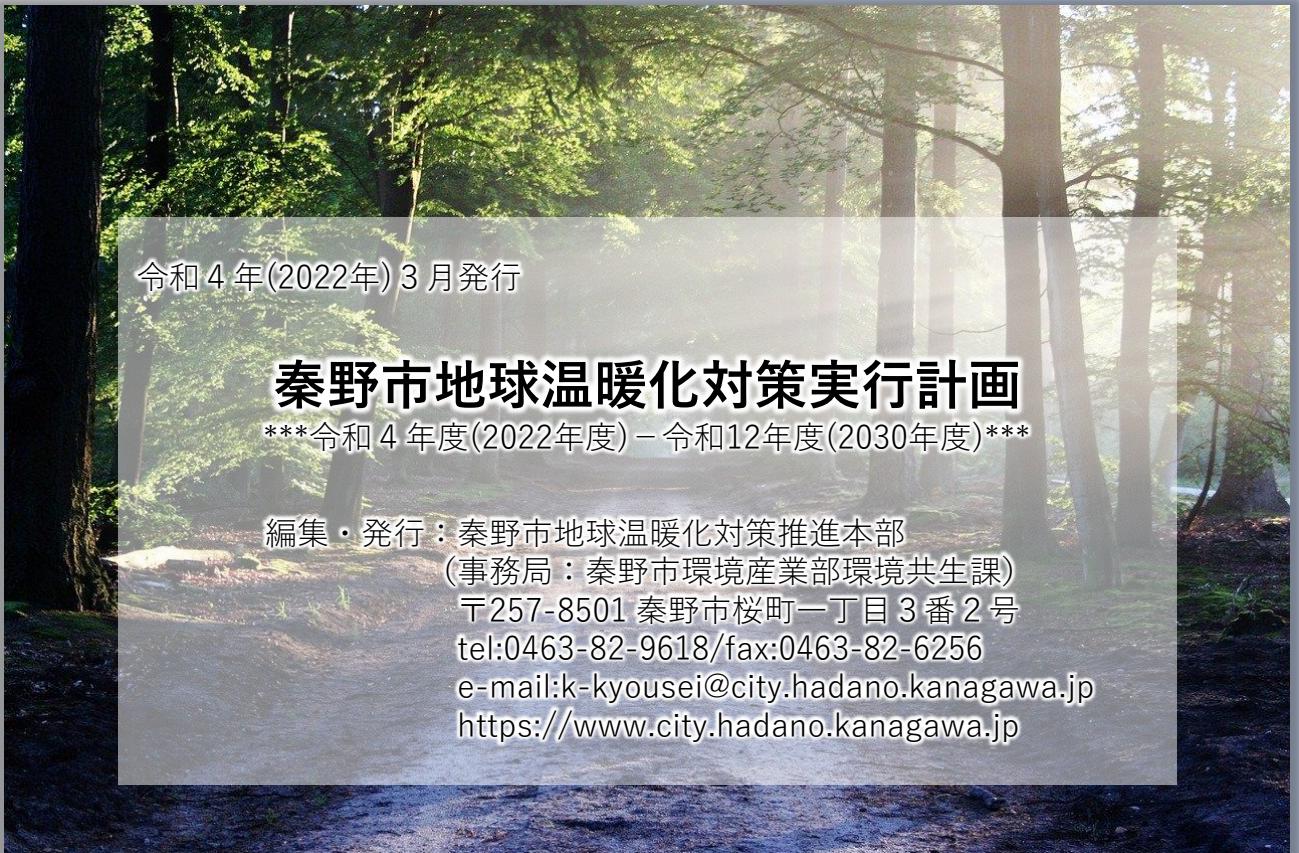
わたしは、

『



カーボンニュートラルに
挑戦します！！

』

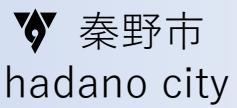


令和4年(2022年)3月発行

秦野市地球温暖化対策実行計画

令和4年度(2022年度)－令和12年度(2030年度)

編集・発行：秦野市地球温暖化対策推進本部
(事務局：秦野市環境産業部環境共生課)
〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
tel:0463-82-9618/fax:0463-82-6256
e-mail:k-kyousei@city.hadano.kanagawa.jp
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>



秦野市
hadano city

水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市